

# 名古屋港管理組合公報

令和5年3月31日  
(金曜日)  
第83号

## 目次

○名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例	1
○個人情報の保護に関する法律施行条例	10
○給与条例の一部を改正する条例	12
○職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	25
○名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	35
<b>規 則</b>	
○名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	36
○管理者が保有する個人情報の保護に関する規則	40
○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	70
○名古屋港管理組合事務部局組織規則等の一部を改正する規則	70
<b>告 示</b>	
○令和3年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領	72
○令和3年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領	73
○令和5年度名古屋港管理組合予算の要領	74
○令和4年度名古屋港管理組合補正予算の要領	82
○個人情報の保護に関する法律施行条例第4条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額	85
○個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第1項に規定する口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報	85
○平成18年名古屋港管理組合告示第37号の廃止	86
○平成18年名古屋港管理組合告示第21号の一部改正	86
○利用料金の額の承認	87
○港湾施設の変更	94
○港湾施設の使用再開	96
○港湾施設の廃止	97
○名古屋港ポートビル施設の供用休止	97
<b>訓 令</b>	
○名古屋港管理組合行政文書管理規程の一部改正	98
○課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程	98
<b>議 会 事 項</b>	
○名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の制定	100
○名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正	132
○名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第31条に規定する写しの作成に要する費用の額	136
<b>監 査 委 員 事 項</b>	
○名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程の全部改正	137

## 条 例

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例を公布する。  
令和五年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 名古屋港管理組合条例第一号

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例

#### 目次

第一章 総則 (第一条―第三条)
第二章 個人情報等の取扱い (第四条―第十八条)
第三章 個人情報ファイル (第十九条)
第四章 開示、訂正及び利用停止
第一節 開示 (第二十条―第三十二条)
第二節 訂正 (第三十三条―第三十九条)
第三節 利用停止 (第四十条―第四十五条)
第四節 審査請求 (第四十六条―第四十八条)
第五章 雑則 (第四十九条―第五十四条)
第六章 罰則 (第五十五条―第五十九条)

#### 附則

第一章 総則

## (目的)

**第一条** この条例は、名古屋港管理組合議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、議会の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにすることにより、議会の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## (定義)

**第二条** この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

1 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができるので、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

1 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議会の議長(以下「議長」という。)が定めるものをいう。

1 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

1 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第三章まで及び第六章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書(名古屋港管理組合情報公開条例(平成十二年名古屋港管理組合条例第七号)第二条第二項に規定する行政文書をいう。第二十一条第一項第二号及び第四十九条第二項において同じ。)に記載されているものに限り、この限りとする。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

1 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

1 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

1 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

1 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

1 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

1 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、特定個人情報であつて、保有個人情報に該当するものをいう。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二章及び第四十九条第一項において「法」という。)別表第一に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

## (議会の責務)

**第三条** 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

**第二章** 個人情報等の取扱い

## (個人情報の保有の制限等)

- 第四条** 議会は、個人情報保有に当たっては、法令又は条例の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。  
（利用目的の明示）
- 第五条** 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。  
（不適正な利用の禁止）
- 第六条** 議長は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。  
（適正な取得）
- 第七条** 議長は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。  
（正確性の確保）
- 第八条** 議長は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。  
（安全管理措置）
- 第九条** 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、議会から個人情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。  
（従事者の義務）
- 第十条** 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であつた者、前条第二項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第五十五条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容を含み、第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。  
（漏えい等の通知）
- 第十一条** 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものが生じたときは、本人に対し、議長が定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 一 本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- 二 当該保有個人情報に第二十二條各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。  
（利用及び提供の制限）
- 第十二条** 議長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 議会が法令又は条例の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 三 管理者、監査委員、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第二条第八項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令又は条例の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する法令又は他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第二項第二号から第四号までの規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。



第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第二項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第二項第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

(口頭による保有個人情報の閲覧の求め)

**第十三条** 議長は、保有個人情報(本人に閲覧させることによつて、当該本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるものを除く。)のうち議長があらかじめ定めた保有個人情報について本人から口頭により閲覧の求めがあつた場合においては、当該保有個人情報を閲覧させることができる。

2 前項の規定による閲覧の求めをする者は、議長が定めるところにより、当該閲覧の求めに係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 前二項の規定は、当該保有個人情報について第二十条第一項の規定による開示の請求をすることを妨げるものではない。  
(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

**第十四条** 議長は、利用目的のために又は第十二条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

**第十五条** 議長は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として議長が定めるものを除く。以下この条において同じ。)にある第三者(法第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて法第四章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして法第七十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合又は、法令又は条例に基づく場合及び第十二条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2 議長は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、その定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 議長は、保有個人情報を外国にある第三者(第一項に規定する体制を整備している者に限る。)に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令又は条例に基づく場合及び第十二条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、その定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。  
(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

**第十六条** 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。  
(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

**第十七条** 議長は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第五十一条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議長は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会から仮名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

**第十八条** 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第四十三

条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前二項の規定は、議会から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第三章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

**第十九条** 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第三項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 個人情報ファイルの利用目的
- 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第一号へにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（同項第二号において「記録範囲」という。）
- 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この項及び次項において「記録情報」という。）の収集方法
- 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 七 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合に、その提供先
- 八 次条第二項、第三十三条第一項又は第四十条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- 九 第三十三条第一項ただし書又は第四十条第一項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- 一 次に掲げる個人情報ファイル
  - イ 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与、報酬又は福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
  - ロ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
  - ハ 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
  - ニ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
  - ホ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
  - ヘ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
  - ト イからへまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

### 第四章 開示、訂正及び利用停止

#### 第一節 開示

（開示請求権）

**第二十条** 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下この章及び第五十条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手續）

**第二十一条** 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
  - 二 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この章において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。
- （保有個人情報の開示義務）



**第二十二條** 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（次条から第二十五条までにおいて「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 開示請求者（第二十条第二項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十九条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 法令若しくは条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
  - イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - ロ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 四 議会、管理者、監査委員、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 五 議会、管理者、監査委員、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
  - ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
  - ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - ト 地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

**第二十三條** 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

**第二十四條** 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

**第二十五條** 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

**第二十六條** 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を画面により通知しなければならない。ただし、第五条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を

書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

**第二十七条** 前条各項の決定(以下この章において「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から十五日以内に行ななければならない。ただし、第二十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

**第二十八条** 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があつた日から四十五日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

1 この項の規定を適用する旨及びその理由

2 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条(第一項ただし書を除く。)及び前項の規定による開示決定等をなすべき期間については、議員の任期満了、議会の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている期間は、算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

**第二十九条** 開示請求に係る保有個人情報に名古屋港管理組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第四十七条第二項第三号及び第四十八条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十六条第一項の決定(以下この章及び第五十九条において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

1 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第二十一条第二号ロ又は第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

2 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第二十四条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第四十七条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

**第三十条** 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法その他の議長が定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第二十六条第一項の規定による通知があつた日から三十日以内に行ななければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(開示請求に係る写しの作成等に要する費用の負担)

**第三十一条** 前条第一項の規定に基づき、文書又は図画について写しの交付の方法により開示を受ける者にあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録について同項本文に規定する方法により開示を受ける者にあつては写しの交付及び送付に準ずるものとして議長が定めるものに要する費用を負担しなければならない。

(法令又は他の条例による開示の実施との調整)

**第三十二条** 議長は、法令又は他の条例(名古屋港管理組合情報公開条例を除く。次項、次条第一項ただし書及び第四十条第一項ただし書において同じ。)の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第三十条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第三十条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 第一項の規定は、保有特定個人情報については、適用しないものとする。

## 第二節 訂正

(訂正請求権)

**第三十三条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第四十条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令又は他の条



例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- 二 開示決定に係る保有個人情報であつて、前条第一項の法令又は他の条例の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第五十条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行しなければならない。

（訂正請求の手続）

**第三十四条** 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- 一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- 三 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

**第三十五条** 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

**第三十六条** 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

**第三十七条** 前条各項の決定（以下この章において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から三十日以内に行なければならない。ただし、第三十四条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

**第三十八条** 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この項の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限
- 2 前条（第一項ただし書を除く。）及び前項の規定による訂正決定等をなすべき期間については、議員の任期満了、議会の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている期間は、算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

**第三十九条** 議長は、第三十六条第一項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第三節 利用停止

（利用停止請求権）

**第四十条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- 一 第四条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六条の規定に違反して取り扱われているとき、第七条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- 二 第十二条第一項及び第二項又は第十五条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 保有特定個人情報に関する前項の規定の適用については、同項第一号中「又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは、「第十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十條の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九條の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」と、同項第二号中「第十二条第一項及び第二項又は第十五条第一項」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九條」とする。
- 3 代理人は、本人に代わつて第一項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第五十条において「利用停止請求」という。）をすることができる。



4 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にななければならない。

(利用停止請求の手続)

**第四十一条** 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「利用停止請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- 三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第三項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

**第四十二条** 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

**第四十三条** 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

**第四十四条** 前条各項の決定(次条から第四十七条までにおいて「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があつた日から三十日以内にななければならない。ただし、第四十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、回項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

**第四十五条** 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この項の規定を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

2 前条(第一項ただし書を除く。)及び前項の規定による利用停止決定等をなすべき期間については、議員の任期満了、議会の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている期間は、算入しない。

#### 第四節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

**第四十六条** 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用しない。

(審査請求があつたときの諮問)

**第四十七条** 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和五年名古屋港管理組合条例第二号)第七条第一項に規定する名古屋港管理組合個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。)

- 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

**第四十八条** 第二十九条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

**第五章 雑則**

(適用除外等)

**第四十九条** 前章の規定は、法令の規定により法第五章第四節の規定が適用されない法第六十条第一項に規定する保有個人情報に相当する保有個人情報については、適用しない。

2 保有個人情報(名古屋港管理組合情報公開条例第七条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第四節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

**第五十条** 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

**第五十一条** 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審議会への諮問)

**第五十二条** 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

**第五十三条** 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

**第五十四条** この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

**第六章 罰則**

**第五十五条** 職員若しくは職員であつた者、第九条第二項若しくは第十七条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第五十六条** 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第五十七条** 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第五十八条** 前三条の規定は、名古屋港管理組合の管轄する区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

**第五十九条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(名古屋港管理組合情報公開条例の一部改正)

2 名古屋港管理組合情報公開条例の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「開示決定等の期限の特例」を付し、同条の次に次の一条を加える。

**第十三条之二** 実施機関が議会の場合における第十二条(第一項ただし書を除く。)及び前条の規定による開示決定等となすべき期間については、議員の任期満了、議会の解散その他の事由により議会の議長及び副議長がともに欠けている期間は、算入しない。

第十八条第一号中「の条例」の下に「(名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和五年名古屋港管理組合条例第一号)を除く。以下同じ。)」を加える。

個人情報の保護に関する法律施行条例を公布する。

令和五年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

**名古屋港管理組合条例第二号**

個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)の規定に基づき、法第八十二条各項の決定の期限、口頭による保有個人情報の閲覧の求め、名古屋港管理組合個人情報保護審議会の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 実施機関 管理者及び監査委員をいう。

二 保有個人情報 法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。

(開示決定等の期限)



**第三条** 実施機関がする法第八十二条各項の決定については、法第八十三条第一項中「三十日」とあるのは「十五日」と、法第八十四条中「六十日」とあるのは「四十五日」とする。

(開示請求に係る手数料の額及び写しの作成等に要する費用の負担)

**第四条** 法第八十九条第二項の条例で定める額は、零円とする。

2 法第八十七条第一項の規定に基づき、文書又は図画について写しの交付の方法により開示を受ける者にあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。)について同項本文に規定する方法により開示を受ける者にあつては写しの交付及び送付に準ずるものとして実施機関の規則(実施機関の規程を含む。以下同じ。)で定めるものに要する費用を負担しなければならない。

(口頭による保有個人情報の閲覧の求め)

**第五条** 実施機関は、保有個人情報(本人に閲覧させることによつて、当該本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるものを除く。)のうち実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について本人から口頭により閲覧の求めがあつた場合においては、当該保有個人情報を閲覧させることができる。

2 前項の規定による閲覧の求めをする者は、実施機関の規則で定めるところにより、当該閲覧の求めに係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 前二項の規定は、当該保有個人情報について法第七十六条第一項の規定による開示の請求をすることを妨げるものではない。

(審議会への諮問)

**第六条** 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、名古屋港管理組合個人情報保護審議会に諮問することができる。

一 この条例の改廃の立案をしようとする場合

二 法第六十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により講ずる措置の基準を定め、変更し、又は廃止しようとする場合

三 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定め、変更し、又は廃止しようとする場合

(名古屋港管理組合個人情報保護審議会)

**第七条** 名古屋港管理組合個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)は、法第五十五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するほか、前条の規定による諮問に応じ個人情報の適正な取扱いに関する事項について調査審議する。

2 審議会は、委員三人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから管理者が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審議会の調査審議の手続)

**第八条** 審議会は、法第五十五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁(同項の規定により審議会に諮問をした実施機関をいう。以下この条において同じ。)に対し、審査請求に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、第一項に規定する調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 審議会の行う第一項に規定する調査審議の手続は、公開しない。

(規則への委任)

**第九条** 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(法の施行の状況の公表)

**第十条** 管理者は、実施機関に対し、法の施行の状況について報告を求めることができる。

2 管理者は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(罰則)

**第十一条** 第七条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(名古屋港管理組合個人情報保護条例の廃止)

2 名古屋港管理組合個人情報保護条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第四号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第九条又は第十条第三項(旧条例第十条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるその職務又は事務若しくは業務に関して知り得た旧条例第二条第二号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後も、なお従前の例による。

一 この条例の施行の際現に旧条例第二条第一号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であつた者

- 一 施行日前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者
- 二 施行日前において旧実施機関が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者に行わせていた公の施設の管理の業務に従事していた者
- 4 施行日前に旧条例第十三条、第二十七条第一項若しくは第二項又は第三十五条第一項若しくは第二項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 附則第三項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第二条第五号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であつて一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む）を施行日以後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 6 附則第三項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第四十三条第一項の規定により置かれた名古屋港管理組合個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、施行日に、第七条第三項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第四項の規定にかかわらず、旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 8 施行日前に旧条例第四十一条の二第一項の規定により旧審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審議会にされた諮問とみなす。この場合において、当該諮問に係る調査審議の手続は旧条例の規定の例によるものとし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又は施行日前において旧審議会の委員であつた者に係る旧条例第四十三条第六項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
- 10 施行日前にした行為（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第十条第一項に規定する行為を除く。）並びに附則第四項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （名古屋港管理組合手数料条例の一部改正）
- 11 名古屋港管理組合手数料条例（昭和三十二年名古屋港管理組合条例第三号）の一部を次のように改正する。
- 第二条第一項第六号を次のように改める。
- 六 名古屋港管理組合行政不服審査会及び名古屋港管理組合個人情報保護審議会の調査審議に関する文書の交付の事務に係る提出資料の写し等の交付
- 第六条第二項中「者又は」を「者、」に改め、「名古屋港管理組合行政不服審査会」の下に「及び名古屋港管理組合個人情報保護審議会」を加える。
- （名古屋港管理組合情報公開条例の一部改正）
- 12 名古屋港管理組合情報公開条例（平成十二年名古屋港管理組合条例第七号）の一部を次のように改正する。
- 第十八条第一号中「法令」の下に「（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）を除く。以下同じ。）」を加え、「（名古屋港管理組合個人情報保護条例（平成十八年名古屋港管理組合条例第四号）を除く。以下同じ。）」を削る。
- （名古屋港管理組合暴力団排除条例の一部改正）
- 13 名古屋港管理組合暴力団排除条例（平成二十四年名古屋港管理組合条例第一号）の一部を次のように改正する。
- 第五条第一項中「名古屋港管理組合個人情報保護条例（平成十八年名古屋港管理組合条例第四号）」を「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和五年名古屋港管理組合条例第二号）」に、「同条第二号」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項」に改める。

給与条例の一部改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

### 名古屋港管理組合条例第三号

給与条例の一部を改正する条例

**第一条** 給与条例（昭和三十七年名古屋港管理組合条例第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第十一項ただし書中「二十五万九千四百円」を「二十六万二千四百円」に改め、同条第十二項ただし書中「十七万六千二百円」を「十七万九千六百円」に改める。

第二十一条の二第三項中「支給する時期」ことの割合は、百分の九十五」を「割合は、六月に支給する場合においては百分の九十五、十二月に支給する場合においては百分の百五」に、「百分の百十五」を「六月に支給する場合においては百分の百十五、十二月に支給する場合においては百分の百二十五」に改め、同条第四項中「支給する時期」ことの割合は、百分の四十五」を「割合は、六月に支給する場合においては百分の四十五、十二月に支給する場合においては百分の五十」に、「百分の五十五」を「六月に支給する場合においては百分の五十五、十二月に支給する場合においては百分の六十」に改める。

別表第一及び別表第一の二を次のように改める。



## 別表第1 (第5条関係)

## 行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,700	160,400	216,100	230,400	245,000	272,100 (310,500)	324,500 (370,000)	394,300	413,500
2	136,500	161,600	217,700	231,800	247,000	274,200 (313,000)	327,300 (372,800)	397,500	417,100
3	137,300	162,800	219,300	233,200	249,000	276,300 (315,400)	330,100 (375,600)	400,700	420,700
4	138,100	163,900	220,800	234,600	250,900	278,300 (317,800)	332,900 (378,400)	403,900	424,200
5	138,900	165,000	222,300	236,000	252,800	280,300 (320,200)	335,600 (381,100)	407,000	427,700
6	139,700	166,600	223,900	238,000	254,900	282,500 (322,700)	338,300 (383,600)	410,100	431,400
7	140,500	168,200	225,500	240,000	256,900	284,700 (325,200)	341,000 (386,100)	413,200	435,100
8	141,300	169,800	227,000	241,900	258,900	286,800 (327,600)	343,700 (388,600)	416,300	438,800
9	142,100	171,400	228,500	243,800	260,900	288,900 (330,000)	346,300 (391,000)	419,400	442,500
10	143,000	174,100	230,400	245,800	263,000	291,200 (332,400)	348,700 (393,500)	422,400	446,200
11	143,800	176,800	232,300	247,800	265,100	293,400 (334,800)	351,100 (396,000)	425,400	449,800
12	144,600	179,500	234,200	249,700	267,200	295,600 (337,100)	353,500 (398,400)	428,400	453,400
13	145,400	182,200	236,100	251,600	269,200	297,800 (339,400)	355,900 (400,800)	431,300	457,000
14	146,500	183,800	238,000	253,700	271,300	300,100 (341,800)	358,200 (402,900)	434,200	460,500
15	147,600	185,400	239,900	255,800	273,400	302,400 (344,100)	360,500 (405,000)	437,100	464,000
16	148,600	187,000	241,800	257,800	275,500	304,700 (346,400)	362,800 (407,100)	440,000	467,500
17	149,600	188,600	243,700	259,800	277,500	306,900 (348,700)	365,000 (409,100)	442,800	470,900
18	150,700	190,200	245,600	262,000	279,600	309,300 (351,000)	367,200 (410,500)	445,700	474,200
19	151,800	191,800	247,500	264,100	281,700	311,700 (353,300)	369,400 (411,900)	448,500	477,500
20	152,900	193,300	249,400	266,200	283,800	314,100 (355,600)	371,600 (413,300)	451,300	480,700
21	153,900	194,800	251,300	268,300	285,900	316,400 (357,800)	373,800 (414,600)	454,100	483,900
22	155,000	196,400	253,200	270,500	288,100	318,800 (360,100)	376,000 (416,000)	456,700	487,000
23	156,100	198,000	255,100	272,600	290,200	321,200 (362,300)	378,100 (417,400)	459,300	490,100

24	157,200	199,500	257,000	274,700	292,300	323,600 (364,500)	380,200 (418,800)	461,900	493,200
25	158,200	201,000	258,900	276,800	294,400	325,900 (366,700)	382,300 (420,100)	464,500	496,200
26	159,500	202,600	260,800	279,000	296,600	327,900 (369,000)	384,400 (421,300)	466,400	499,300
27	160,800	204,200	262,700	281,100	298,700	329,900 (371,200)	386,400 (422,500)	468,300	502,400
28	162,000	205,700	264,600	283,200	300,800	331,900 (373,400)	388,400 (423,700)	470,200	505,400
29	163,200	207,200	266,500	285,300	302,900	333,800 (375,600)	390,400 (424,900)	472,100	508,400
30	165,000	208,800	268,400	287,500	305,100	335,700 (377,800)	392,100 (426,000)	474,000	511,500
31	166,800	210,400	270,300	289,600	307,300	337,600 (380,000)	393,800 (427,100)	475,900	514,500
32	168,600	211,900	272,200	291,700	309,400	339,500 (382,100)	395,400 (428,100)	477,700	517,500
33	170,400	213,400	274,100	293,800	311,500	341,400 (384,200)	397,000 (429,100)	479,500	520,500
34	173,400	215,000	276,000	296,000	313,800	343,300 (385,800)	398,400 (430,000)	481,000	523,500
35	176,300	216,600	277,900	298,200	316,100	345,200 (387,400)	399,800 (430,900)	482,500	526,500
36	179,200	218,100	279,800	300,400	318,400	347,100 (389,000)	401,200 (431,800)	484,000	529,500
37	182,100	219,600	281,700	302,500	320,600	349,000 (390,500)	402,500 (432,700)	485,400	532,400
38	183,700	221,200	283,600	304,600	322,800	350,900 (391,400)	403,700 (433,400)	486,800	535,200
39	185,300	222,800	285,500	306,700	325,000	352,800 (392,300)	404,900 (434,100)	488,200	537,900
40	186,800	224,300	287,400	308,800	327,100	354,700 (393,200)	406,100 (434,800)	489,500	540,600
41	188,300	225,800	289,200	310,800	329,200	356,500 (394,100)	407,300 (435,400)	490,800	543,300
42	189,200	227,400	291,100	312,700	331,300	358,300 (394,800)	408,100 (436,100)	492,100	546,000
43	190,100	229,000	293,000	314,600	333,300	360,000 (395,500)	408,900 (436,800)	493,300	548,700
44	191,000	230,500	294,900	316,500	335,300	361,700 (396,200)	409,600 (437,400)	494,500	551,400
45	191,900	232,000	296,700	318,300	337,300	363,400 (396,900)	410,300 (438,000)	495,700	554,000
46	192,800	233,600	298,600	320,200	339,200	365,200 (397,600)	411,000 (438,700)	496,800	556,700
47	193,700	235,200	300,400	322,000	341,000	366,900 (398,300)	411,700 (439,400)	497,900	559,300
48	194,600	236,700	302,200	323,800	342,800	368,600 (399,000)	412,300 (440,000)	499,000	561,900
49	195,500	238,200	304,000	325,600	344,600	370,300	412,900	500,100	564,500



						(399,700)	(440,600)		
50	196,400	239,800	305,900	327,500	346,400	371,600	413,600	501,200	567,100
						(400,400)	(441,300)		
51	197,300	241,400	307,700	329,300	348,200	372,900	414,200	502,300	569,700
						(401,100)	(442,000)		
52	198,200	242,900	309,500	331,100	350,000	374,100	414,800	503,300	572,300
						(401,800)	(442,600)		
53	199,100	244,400	311,300	332,900	351,700	375,300	415,400	504,300	574,900
						(402,500)	(443,200)		
54	200,000	246,000	313,100	334,400	352,900	376,400	416,100	505,400	577,500
						(403,200)	(443,900)		
55	200,900	247,600	314,800	335,800	354,100	377,500	416,700	506,400	580,100
						(403,800)	(444,600)		
56	201,800	249,100	316,500	337,200	355,300	378,500	417,300	507,400	582,700
						(404,400)	(445,200)		
57	202,700	250,600	318,200	338,600	356,400	379,500	417,900	508,400	585,200
						(405,000)	(445,800)		
58	203,600	252,200	319,700	339,700	357,300	380,200	418,600	509,500	587,800
						(405,700)	(446,500)		
59	204,500	253,800	321,200	340,800	358,200	380,900	419,200	510,500	590,400
						(406,300)	(447,200)		
60	205,400	255,300	322,600	341,800	359,100	381,600	419,800	511,500	593,000
						(406,900)	(447,800)		
61	206,300	256,800	324,000	342,800	360,000	382,300	420,400	512,500	595,500
						(407,500)	(448,400)		
62	207,200	258,400	325,400	343,800	360,900	383,000	421,100		
						(408,200)	(449,100)		
63	208,100	259,900	326,800	344,800	361,800	383,600	421,700		
						(408,800)	(449,800)		
64	209,000	261,400	328,200	345,800	362,700	384,200	422,300		
						(409,400)	(450,400)		
65	209,900	262,900	329,600	346,800	363,500	384,800	422,900		
						(410,000)	(451,000)		
66	210,800	263,900	330,900	347,500	364,200	385,500	423,600		
						(410,700)	(451,700)		
67	211,700	264,900	332,200	348,100	364,900	386,100	424,200		
						(411,300)	(452,400)		
68	212,600	265,900	333,500	348,700	365,600	386,700	424,800		
						(411,900)	(453,000)		
69	213,500	266,800	334,700	349,300	366,300	387,300	425,400		
						(412,500)	(453,600)		
70	214,400	267,800	335,800	349,900	367,000	388,000	426,100		
						(413,200)	(454,300)		
71	215,300	268,800	336,900	350,500	367,700	388,600	426,700		
						(413,800)	(455,000)		
72	216,200	269,800	338,000	351,100	368,300	389,200	427,300		
						(414,400)	(455,600)		
73	217,000	270,700	339,000	351,700	368,900	389,800	427,900		
						(415,000)	(456,200)		
74	217,800	271,600	339,700	352,300	369,600	390,500	428,600		
						(415,600)	(456,900)		

75	218,600	272,500	340,400	352,900	370,300	391,100 (416,200)	429,200 (457,600)
76	219,400	273,400	341,100	353,500	370,900	391,700 (416,800)	429,800 (458,200)
77	220,200	274,200	341,700	354,100	371,500	392,300 (417,400)	430,400 (458,800)
78	221,000	275,100	342,400	354,700	372,200	393,000 (418,000)	431,100 (459,500)
79	221,800	276,000	343,000	355,300	372,900	393,600 (418,600)	431,700 (460,200)
80	222,600	276,800	343,600	355,900	373,500	394,200 (419,200)	432,300 (460,800)
81	223,400	277,600	344,200	356,500	374,100	394,800 (419,800)	432,900 (461,400)
82	224,200	278,500	344,800	357,100	374,800	395,500 (420,400)	433,600
83	225,000	279,400	345,400	357,700	375,500	396,100 (421,000)	434,200
84	225,800	280,200	346,000	358,300	376,100	396,700 (421,600)	434,800
85	226,500	281,000	346,600	358,900	376,700	397,300 (422,200)	435,400
86	227,300	281,800	347,200	359,500	377,400	398,000 (422,800)	436,100
87	228,100	282,600	347,800	360,100	378,100	398,600 (423,400)	436,700
88	228,900	283,400	348,400	360,700	378,700	399,200 (424,000)	437,300
89	229,600	284,100	349,000	361,300	379,300	399,800 (424,600)	437,900
90	230,400	284,800	349,600	361,900	380,000	400,500	438,600
91	231,200	285,500	350,200	362,500	380,700	401,100	439,200
92	232,000	286,200	350,800	363,100	381,300	401,700	439,800
93	232,700	286,800	351,400	363,700	381,900	402,300	440,400
94	233,300	287,500	352,000	364,300	382,600	403,000	441,100
95	233,900	288,200	352,600	364,900	383,300	403,600	441,700
96	234,400	288,900	353,100	365,500	383,900	404,200	442,300
97	234,900	289,500	353,600	366,000	384,500	404,800	442,900
98	235,400	290,200	354,200	366,600	385,200	405,500	
99	235,900	290,900	354,800	367,200	385,900	406,100	
100	236,300	291,500	355,300	367,800	386,500	406,700	

101	236,700	292,100	355,800	368,300	387,100	407,300			
102	237,200	292,600	356,400	368,900	387,800	407,900			
103	237,600	293,100	356,900	369,500	388,500	408,500			
104	238,000	293,600	357,400	370,000	389,100	409,100			
105	238,400	294,000	357,900	370,500	389,700	409,700			
106	238,900	294,400	358,400	371,100	390,400	410,300			
107	239,300	294,800	358,900	371,700	391,100	410,900			
108	239,700	295,200	359,400	372,200	391,700	411,500			
109	240,100	295,600	359,900	372,700	392,300	412,100			
110		296,000	360,400	373,300	393,000	412,700			
111		296,400	360,900	373,900	393,600	413,300			
112		296,800	361,400	374,400	394,200	413,900			
113		297,200	361,900	374,900	394,800	414,400			
114		297,600	362,400	375,500	395,500				
115		298,000	362,900	376,100	396,100				
116		298,400	363,400	376,600	396,700				
117		298,800	363,900	377,100	397,300				
118		299,200	364,400	377,700	398,000				
119		299,600	364,900	378,300	398,600				
120		300,000	365,400	378,800	399,200				
121		300,300	365,900	379,300	399,800				
122		300,700		379,900	400,500				
123		301,100		380,500	401,100				
124		301,500		381,000	401,700				
125		301,800		381,500	402,300				



126	302,200	382,100	403,000			
127	302,600	382,700	403,600			
128	303,000	383,200	404,200			
129	303,300	383,700	404,800			
130	303,700	384,300	405,400			
131	304,100	384,900	406,000			
132	304,400	385,400	406,600			
133	304,700	385,900	407,200			
134	305,100	386,500				
135	305,500	387,100				
136	305,800	387,600				
137	306,100	388,100				
138	306,500	388,700				
139	306,800	389,300				
140	307,100	389,800				
141	307,400	390,300				
142	307,800	390,900				
143	308,100	391,500				
144	308,400	392,000				
145	308,700	392,500				
146		393,100				
147		393,700				
148		394,200				
149		394,700				
150		395,300				
151		395,900				

152				396,400					
153				396,900					
154				397,500					
155				398,100					
156				398,600					
157				399,100					

## 備考

- 1 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の7級の1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

## 別表第1の2 (第5条関係)

## 技能労務職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	139,500	153,400	207,000	230,000
2	140,400	154,800	208,300	231,100
3	141,300	156,200	209,600	232,200
4	142,200	157,600	210,900	233,300
5	143,100	159,000	212,200	234,300
6	144,000	160,400	213,600	235,400
7	144,900	161,800	215,000	236,500
8	145,800	163,200	216,400	237,600
9	146,700	164,600	217,700	238,600
10	147,600	166,000	219,500	239,700
11	148,500	167,400	221,300	240,800
12	149,400	168,800	223,000	241,900
13	150,300	170,200	224,700	242,900
14	151,300	171,600	225,800	244,000
15	152,300	173,000	226,900	245,100
16	153,200	174,400	228,000	246,200
17	154,100	175,800	229,100	247,200
18	155,200	177,200	230,200	248,300
19	156,300	178,600	231,300	249,400
20	157,400	180,000	232,400	250,500
21	158,500	181,400	233,500	251,500
22	159,600	182,800	234,600	252,600
23	160,700	184,200	235,700	253,700
24	161,800	185,600	236,700	254,800
25	162,900	187,000	237,700	255,800
26	164,300	188,200	238,800	257,000
27	165,600	189,400	239,900	258,200
28	166,900	190,500	240,900	259,300
29	168,200	191,600	241,900	260,400
30	169,600	193,000	243,000	261,500
31	171,000	194,400	244,100	262,600
32	172,300	195,800	245,100	263,600
33	173,600	197,200	246,100	264,600
34	175,100	198,400	247,200	265,600
35	176,600	199,500	248,300	266,600
36	178,100	200,600	249,300	267,600
37	179,600	201,700	250,300	268,500
38	181,000	202,800	251,400	269,500
39	182,400	203,900	252,500	270,500
40	183,800	204,900	253,500	271,500
41	185,200	205,900	254,500	272,400
42	186,600	207,000	255,600	273,400
43	188,000	208,000	256,700	274,400
44	189,400	209,000	257,700	275,300
45	190,700	210,000	258,700	276,200
46	192,100	211,000	259,800	277,200



47	193,500	212,000	260,800	278,200
48	194,800	213,000	261,800	279,100
49	196,100	213,900	262,800	280,000
50	197,300	214,900	263,900	281,000
51	198,400	215,900	264,900	282,000
52	199,500	216,800	265,900	282,900
53	200,600	217,700	266,900	283,800
54	201,700	218,700	267,900	284,700
55	202,800	219,600	268,900	285,600
56	203,800	220,500	269,900	286,500
57	204,800	221,400	270,900	287,300
58	205,800	222,400	271,900	288,200
59	206,800	223,300	272,900	289,100
60	207,800	224,200	273,900	290,000
61	208,800	225,100	274,900	290,800
62	209,700	226,100	275,900	291,700
63	210,500	227,000	276,900	292,600
64	211,300	227,900	277,800	293,400
65	212,100	228,800	278,700	294,200
66	212,700	229,700	279,500	295,100
67	213,300	230,600	280,300	296,000
68	213,900	231,500	281,100	296,800
69	214,400	232,400	281,800	297,600
70	214,900	233,300	282,600	298,300
71	215,300	234,200	283,400	299,000
72	215,700	235,100	284,100	299,700
73	216,100	236,000	284,800	300,400
74	216,600	236,900	285,600	301,100
75	217,000	237,800	286,300	301,800
76	217,400	238,700	287,000	302,500
77	217,800	239,600	287,700	303,200
78	218,300	240,500	288,200	303,900
79	218,700	241,400	288,700	304,600
80	219,100	242,300	289,200	305,300
81	219,500	243,100	289,600	306,000
82	220,000	244,000	290,100	306,700
83	220,400	244,800	290,600	307,400
84	220,800	245,600	291,100	308,000
85	221,200	246,400	291,500	308,600
86	221,700	247,200	292,000	309,200
87	222,100	248,000	292,500	309,800
88	222,500	248,800	293,000	310,400
89	222,900	249,600	293,400	310,900
90	223,400	250,400	293,900	311,400
91	223,800	251,100	294,400	311,800
92	224,200	251,800	294,800	312,200
93	224,600	252,500	295,200	312,600
94	225,100	253,000	295,700	313,000
95	225,500	253,400	296,200	313,400
96	225,900	253,800	296,600	313,800
97	226,300	254,200	297,000	314,200

98	226,800	254,700	297,500	314,500
99	227,200	255,100	298,000	314,800
100	227,600	255,500	298,400	315,100
101	228,000	255,900	298,800	315,400
102	228,500	256,300	299,200	315,700
103	228,900	256,700	299,600	316,000
104	229,300	257,100	299,900	316,300
105	229,700	257,500	300,200	316,500
106	230,100	257,800	300,600	316,800
107	230,500	258,100	301,000	317,100
108	230,900	258,400	301,300	317,400
109	231,300	258,600	301,600	317,600
110	231,700	258,900	302,000	317,900
111	232,100	259,200	302,300	318,200
112	232,500	259,500	302,600	318,500
113	232,900	259,700	302,900	318,700
114	233,300	260,000	303,200	319,000
115	233,700	260,300	303,500	319,300
116	234,100	260,600	303,700	319,500
117	234,500	260,800	303,900	319,700
118	234,900	261,100	304,200	320,000
119	235,300	261,400	304,500	320,300
120	235,700	261,700	304,700	320,500
121	236,000	261,900	304,900	320,700
122		262,200	305,200	
123		262,500	305,500	
124		262,800	305,700	
125		263,000	305,900	
126		263,300	306,200	
127		263,600	306,500	
128		263,900	306,700	
129		264,100	306,900	
130		264,400	307,200	
131		264,700	307,500	
132		264,900	307,700	
133		265,100	307,900	
134		265,400		
135		265,700		
136		265,900		
137		266,100		
138		266,400		
139		266,700		
140		266,900		
141		267,100		
142		267,400		
143		267,700		
144		267,900		
145		268,100		
146		268,400		
147		268,700		
148		268,900		

149		269,100		
150		269,400		
151		269,700		
152		269,900		
153		270,100		
154		270,400		
155		270,700		
156		270,900		
157		271,100		
158		271,400		
159		271,700		
160		271,900		
161		272,100		



## 第二条 給与条例の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第三項中「割合は、六月に支給する場合においては百分の九十五、十二月に支給する場合においては百分の百五」を「支給する時期ごとの割合は、百分の百」に、「六月に支給する場合においては百分の百十五、十二月に支給する場合においては百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同条第四項中「割合は、六月に支給する場合においては百分の四十五、十二月に支給する場合においては百分の五十」を「支給する時期ごとの割合は、千分の四百七十五」に、「六月に支給する場合においては百分の五十五、十二月に支給する場合においては百分の六十」を「千分の五百七十五」に改める。

### 附 則

#### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条並びに附則第八項、第九項、第十一項及び第十三項の規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後条例」という。）の規定及び附則第十二項の規定による改正後の専任副管理者の給与に関する条例（令和二年名古屋港管理組合条例第三号）の規定は、令和四年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、改正後条例の規定は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号、以下「法」という。）第二十二条の二第二項第二号に掲げる職員については、同年十二月一日から適用する。
- 3 附則第十項の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和二年名古屋港管理組合条例第二号）の規定は、令和四年十二月一日から適用する。  
(適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給等)
- 4 適用日から施行日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額を、管理者が定める。

#### (経過措置)

- 5 適用日から令和五年三月三十一日までの間における再任用職員（給与条例第二十一条第三項に規定する特定管理職員（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）に限る。）に対する改正後条例第二十一条の二第四項の規定の適用については、なお従前の例による。  
(給与の内払)
- 6 改正前条例又は附則第十二項の規定による改正前の専任副管理者の給与に関する条例の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた給与は、改正後条例又は附則第十二項の規定による改正後の専任副管理者の給与に関する条例の規定による内払とみなす。

#### (委任)

- 7 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。  
(職員の退職手当に関する条例の一部改正)
- 8 職員の退職手当に関する条例（昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。  
第二条第三項中「十八日」の下に「（一月間の日数（名古屋港管理組合の休日を定める条例（平成三年名古屋港管理組合条例第七号）第二条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。  
(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 9 前項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第二条第三項の規定は、施行日以後の期間における退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。  
(特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 10 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「に附則第九項の基礎額に乗じる割合」を「（以下この項において「基礎額」という。）に百分の百九十」に改め、「切り捨てた額」の下に「。以下この項において「一月当たりの加算額」という。）（令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日までの間にあつては、一月当たりの加算額と基礎額に百分の二百を乗じて得た額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から一月当たりの加算額を減じて得た額に三を乗じて得た額との合計額）」を加える。

附則第九項中「合計額をいう。」の下に「以下同じ。」を、「切り捨てた額」の下に「。以下「一月当たりの加算額」という。）（令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日までの間にあつては、一月当たりの加算額と基礎額に百分の二百を乗じて得た額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から一月当たりの加算額を減じて得た額に三を乗じて得た額との合計額）」を加える。

- 11 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「施行日から令和五年三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）における」を削り、「については、」の下に「当分の間、」を加え、「百分の百九十」を「百分の二百」に、「一月当たりの加算額」を「一月当たり加算額」に、「一月当たりの加算額と基礎額に百分の二百を乗じて得た額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から一月当たりの加算額を「基礎額に百分の百九十を乗じて得た額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において「特定一月当たり加算額」という。）と一月当たり加算額から特定一月当たり加算額」に改める。

附則第九項中「特定期間における」を削り、「については、」の下に「当分の間、」を加え、「百分の百九十」を「百分の二百」に、「一月当たりの加算額」を「一月当たり加算額」に、「一月当たりの加算額と基礎額に百分の二百を乗じて得た額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から一月当たりの加算額を「基礎額に百分の百九十を乗じて得た額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「特定一月当たり加算額」という。）と一月当たり加算額から特定一月当たり加算額」に改める。

- (専任副管理者の給与に関する条例の一部改正)
- 12 専任副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。  
 第二条第三項中「第二十一条第三項中」の下に「支給する時期ごとの割合は、」を加え、「千分の千六百二十五」を「割合は、六月に支給する場合においては千分の千六百二十五、十二月に支給する場合においては千分の千六百七十五」に改める。
- 13 専任副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。  
 第二条第三項中「支給する時期ごとの割合は、」を削り、「割合は、六月に支給する場合においては千分の千六百二十五、十二月に支給する場合においては千分の千六百七十五」を「百分の百六十五」に改める。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

## 名古屋港管理組合条例第四号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例(昭和五十八年名古屋港管理組合条例第三号)の一部を次のように改正する。  
 題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

- 第一章 総則(第一条)  
 第二章 定年制度(第二条―第五条)  
 第三章 管理監督職勤務上限年齢制(第六条―第十二条)  
 第四章 定年前再任用短時間勤務制(第十三条・第十四条)  
 第五章 雑則(第十五条)

### 附則

#### 第一章 総則

第一条中「第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「。以下「法」という。」第二十二條の四第一項及び第二項、第二十二條の五第二項、第二十八条の二、第二十八条の五、第二十八条の六第一項及び第二項並びに第二十八条の七」に改める。

第一条の次に次の章名を付する。

#### 第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改める。

第四条第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項第一号中「その」を「当該」に改め、「により」の下に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第二号中「その」を「当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第三号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、同条第三項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に「第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなった」を「第一項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の三章を加える。

#### 第三章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

**第六条** 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 1 給与条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号)第八条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受ける職員の職
- 1 前号に掲げる職のほか、これに相当する職として規則で定める職
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる職のうち、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより法第二十八条の二の規定を適用することが著しく不適当と認められる職として規則で定める職は、同項の条例で定める職から除くものとする。

(管理監督職勤務上限年齢)

**第七条** 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。

(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準)

**第八条** 任命権者は、法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任(以下この章において「他の職への降任」という。)を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三條の三、第二十七條第一項及び第五十六條に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 1 当該職員の仕事評価の結果又は勤務の状況及び職務経歴等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五條の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。
- 1 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任をすること。



(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)

**第九条** 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職(第六条第一項各号に掲げる職であつて同条第二項に掲げる職を除くものをいう。以下この章及び附則第四項において同じ。)を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章並びに附則第四項及び第五項において同じ。)の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- 一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - 二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - 三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

**第十条** 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

**第十一条** 任命権者は、第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第四項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

**第十二条** 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

#### 第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

**第十三条** 任命権者は、年齢六十年に達した日の属する年度の末日以降に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢六十一年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職(以下この条及び次条において「短時間勤務の職」という。)に採用することができる。ただし、年齢六十一年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

**第十四条** 任命権者は、前条本文の規定によるほか、愛知県又は名古屋市の年齢六十一年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第五章 雑則

**第十五条** この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則中第二項の前の見出し、同項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、附則に次の四項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 職員に対する令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間(以下「特定期間」という。)における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

(異動期間の延長に関する経過措置)

- 4 特定期間における第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(同条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて定年退職日において管理監督職を占めている職員に対する第四条の規定の適用については、同条第一項中「同条」とあるのは「第九条第一項又は第二項の規定により当該職員に係る定年退職日まで異動期間が延長され、かつ、管理者の承認を得たときに限り、第二條」と、「当該職員に係る」とあるのは「当該」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職(第九条第一項の管理監督職をいう。次項において同じ。)に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことができない」と、同条第二項中「に係る定年退職日」とあるのは「が占めている管理監督職に係る異動期間の末日」とする。
  - 5 特定期間における第九条第一項から第三項までの規定により異動期間(同条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長しようとする職員であつて当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内に定年退職日がある職員に対する同条第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「起算して一年を超えない」とあるのは、「定年退職日までの」とする。
- (情報の提供及び勤務の意思の確認)
- 6 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。)が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度(以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員(以下「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第二十五項の規定は、公布の日から施行する。
- (勤務延長に関する経過措置)
- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日におけるこの条例による改正後の職員の定年等に関する条例(以下この項、附則第四項、第十一項、第十二項、第十五項及び第二十四項において「新条例」という。)、第三条に規定する定年(以下「新条例定年」という。))が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日におけるこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。))第三条に規定する定年。以下この項において同じ。)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- (定年退職者等の再任用に関する経過措置)
- 3 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。))までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
    - 一 施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者
    - 二 旧条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
  - 4 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
    - 一 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者
    - 二 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
  - 5 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
  - 6 暫定再任用職員(附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しく



- は第十五項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績等が良好である場合に行うことができる。
- 7 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 8 任命権者は、附則第三項の規定によるほか、愛知県又は名古屋市内における回項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 9 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、附則第四項の規定によるほか、愛知県又は名古屋市内における回項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 10 前二項の場合においては、附則第五項から第七項までの規定を準用する。
- 11 任命権者は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）による改正後の地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「新地方公務員法」という。）第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第十三條に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 一 施行日前に旧条例第二條の規定により退職した者
  - 二 旧条例第四條第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
  - 三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前一号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者
  - 四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法第二十八條の四第一項又は第二十八條の五第一項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、この項若しくは次項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされたことがある者
- 12 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第二十四項において同じ。）に達している者（新条例第十三條の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 一 施行日以後に新条例第二條の規定により退職した者
  - 二 施行日以後に新条例第四條第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
  - 三 施行日以後に新条例第十三條の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - 四 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者
  - 五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 13 前二項の場合においては、附則第五項から第七項までの規定を準用する。
- 14 任命権者は、附則第十一項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、愛知県又は名古屋市内における附則第十一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 15 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、附則第十二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、愛知県又は名古屋市内における附則第十二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第十三條第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 16 前二項の場合においては、附則第五項から第七項までの規定を準用する。  
(令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める職及び年齢)
- 17 令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- 一 施行日以後に新たに設置された職
  - 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 18 令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものと

した場合における旧条例第三条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職及び年齢)

19 令和三年改正法附則第四条又は第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

20 令和三年改正法附則第四条又は第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項各号に掲げる職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項各号に掲げる職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

21 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第三項から第十六項までの規定が適用される間における各年の四月一日(施行日を除く。))をいう。以下この項、次項及び附則第二十三項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- 一 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

22 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

23 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、附則第二十一項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。  
(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

24 任命権者は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第十三条に規定する年齢六十一年以上退職者(基準日前から新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第十三条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員(以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢)

25 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

26 職員の再任用に関する条例(平成十二年名古屋港管理組合条例第三号)は、廃止する。

(特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

27 特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二企画調整等又は組織管理運営を伴う補助的業務を行う者の項中「第六条第十一項第一号」を「第六条第十項第一号」に改め、住民対応業務等の補助的業務又は専門資格を要する補助的業務を行う者の項中「第六条第十一項第二号」を「第六条第十項第二号」に改め、内部事務等の補助的業務を行う者の項中「第六条第十一項第三号」を「第六条第十項第三号」に改め、技能労務業務の補助的業務を行う者の項中「第六条第十二項第一号」を「第六条第十一項第一号」に改め、簡易な補助的業務を行う者の項中「第六条第十一項第四号」を「第六条第十項第四号」に、「同条第十二項第二号」を「同条第十一項第二号」に改める。

(給与条例の一部改正)

28 給与条例(昭和三十七年名古屋港管理組合条例第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 行政職給料表(別表第一)
- 二 技能労務職給料表(別表第一の二)

第五条第二項第一号中「及び第三号」を削り、同項第二号中「(再任用職員を除く。)」を削り、同項第三号を削る。

第六条第六項中「二号給」を「零号給」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「第二十八條の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「その者に適用される給料表に掲げる定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第十四条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第四項、同条第七項、第二十一条の二第二項及び第二十一条の七第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。



附則中第七項を削り、第八項を第七項とし、附則に次の八項を加える。

- 8 当分の間、職員の給料月額、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第十項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第六条第一項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第二項及び第三項並びに同条第五項及び第六項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げる。）とする。
- 9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - 一 臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
  - 二 職員の定年等に関する条例（昭和五十八年名古屋港管理組合条例第三号）第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）が延長された同条例第六条第一項各号に規定する職を占める職員
  - 三 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 10 法第二十八条の二第二項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第十二項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第八項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（管理者が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員が受ける給料月額との合計額が第六条第一項の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第六条第一項の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。
- 12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第八項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 13 附則第十項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 14 附則第十項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第二十一条第六項（第二十一条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十一条第六項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 15 附則第八項から前項までに定めるもののほか、附則第八項の規定による給料月額、附則第十項の規定による給料その他附則第八項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第一備考に次の一項を加える。

- 3 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
基準給料月額	円 174,900	円 212,800	円 239,200	円 257,200	円 270,100	円 295,800	円 334,400	円 365,200	円 414,100

別表第一の二に備考として次のように加える。

備考

この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級
基準給料月額	円 180,100	円 202,200	円 222,700	円 243,100

別表第二を次のように改める。

**別表第二 削除**

別表第三の表三行政職等給料表級別基準職務表を削る。

（給与条例の一部改正に伴う経過措置）

- 29 暫定再任用職員に対する前項の規定による改正後の給与条例（以下この項から第三十一項までにおいて「新条例」という。）第五条、第六条第九項、第十四条第二項、第二十一条第四項及び第七項、第二十一条の二第二項各号並びに第二十一条の七第二項の規定の適用については、第五条第一項中「とおり」とあるのは「もののほか、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年名古屋港管理組合条例第四号）附則別表第一及び附則別表第二の給料表」と、同

条第二項第二号中「雇用される者」とあるのは「雇用される者（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）を除く。）」と、同条第三項中「別表第三の級別基準職務表」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則別表第三」と、第六条第九項中「法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額」は、その者に適用される給料表に掲げる定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第三項若しくは第四項又は第八項若しくは第九項の規定により採用された職員の給料月額」は、その者の属する職務の級に応じた額とし、同条附則第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該暫定再任用短時間勤務職員」と、第十四条第二項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用短時間勤務職員」と、第二十一条第四項及び第七項、第二十一条の二第二項各号並びに第二十一条の七第二項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

30 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、前項、附則別表第一及び附則別表第二の規定にかかわらず、当分の間、これらの規定の適用により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合（附則別表第二の適用を受ける職員にあつては、括弧内の割合）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、新条例に規定する手当の額の算定の基礎となる給料月額及び一時間当たりの給与額の算定の基礎となる給料月額（新条例第十三条の規定により減額する場合のその算定の基礎となるものを除く。）は、前項、附則別表第一及び附則別表第二の規定により定められる額とする。

- 一 暫定再任用職員でその職務の級が九級であるもの 千分の二百九十五（千分の二百三十三）
- 二 暫定再任用職員でその職務の級が八級であるもの 千分の百七十七（百分の十二）
- 三 暫定再任用職員でその職務の級が七級であるもの 千分の百十二（千分の四十二）

31 施行日から令和十年三月三十一日までの間において、旧条例定年に達する日の属する年度の末日までの間にある職員に対する新条例第六条第六項の規定の適用については、同項中「零号給」とあるのは、「一号給」とする。

32 給与条例の一部を改正する条例（平成二十六年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。  
附則第二項及び附則別表を削る。  
（勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正）

33 勤務時間及び休暇に関する条例（昭和三十七年名古屋港管理組合条例第七号）の一部を次のように改正する。  
第二条第二項中「第二十八條の五第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
第三条第一項ただし書、第十二條及び第十七條中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
（勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

34 暫定再任用短時間勤務職員は、前項の規定による改正後の勤務時間及び休暇に関する条例第二条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。  
（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

35 職員の退職手当に関する条例（昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中「及び地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者」を削る。  
第五条の二第一項中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。  
第六条第一項中「地方公務員法」の下に「（昭和三十五年法律第二百六十一号）」を加える。  
第十六条第一項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
第十七条第一項中「にあつては」を「には」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
第十九條第一項中「。以下この條」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。  
附則第三項中「第三條及び」を「第三條」に、「及び前項」を「前項及び次項から附則第八項まで」に改め、附則に次の五項を加える。

4 当分の間、給与条例（昭和三十七年名古屋港管理組合条例第五号）附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料を支給される職員の退職手当の算定の基礎となる給料月額は、同条例附則第八項の規定により算出した額と同条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料の額との合計額とする。

5 当分の間、第五条第一項の規定は、六十歳に達した日の属する年度の末日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第五条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条中「第二項」とあるのは「第二項並びに附則第五項」とする。

6 給与条例附則第八項の規定による職員の給料月額の改定（次項において「給料月額七割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

7 当分の間、給料月額七割措置を受けていた者の基礎任職期間中に、給料月額七割措置を受ける日前に給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「特別減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特別特定減額前給料月額」という。）が、給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下「七割



措置減額日」という。)における当該給料月額七割措置により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額(以下「七割措置前給料月額」という。)及び給料月額よりも多く、かつ、七割措置前給料月額が給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第三条、第五条又は第五条の二の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特別特定減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第三条又は第五条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 七割措置前給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者が七割措置前給料月額に係る七割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとした場合におけるその者の同日までの勤続期間に対応する割合

ロ 前号に掲げる額の勤続期間に対応する割合

三 給料月額に、その者に対する退職手当の基本額が第三条又は第五条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の勤続期間に対応する割合から前号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

8 当分の間、第五条の二の二の規定の適用については、同条中「定年」とあるのは、「旧条例定年(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和五年名古屋港管理組合条例第四号)附則第三項の旧条例定年をいう。)」とする。(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

36 暫定再任用職員に対する前項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(次項において「新条例」という。)第二条第一項の規定の適用については、同項中「を除く」とあるのは、「並びに職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和五年名古屋港管理組合条例第四号)附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された者を除く」とする。

37 暫定再任用短時間勤務職員は、新条例第十六条第一項第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例の一部改正)

38 職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例(昭和三十二年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。第五条中「において、」を「その発令の日に受ける」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減する額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減するものとする。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

39 職員の分限に関する条例(昭和三十五年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「および第二十八条第三項」を「並びに第二十八条第三項及び第四項」に改める。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(失職の例外)

**第六条** 任命権者が情状により特にしん酌すべきものがあると認定した事実を原因として、法第十六条第一号の規定に該当するに至つた職員のうち、その罪が過失によるものであつて、かつ、刑の執行を猶予された者は、当該猶予を取り消されない限り、その職を失わない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

40 職員の育児休業等に関する条例(平成四年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第九条各項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)が延長された同条例第六条第一項に規定する職を占める職員

第六条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

41 暫定再任用短時間勤務職員は、前項の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第六条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

42 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「昭和三十八年名古屋港管理組合条例第三号」の下に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 定年条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。)が延長された定年条例第六条第一項に規定する職を占める職員

第十条第四号中「職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 定年条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。)が延長された定年条例第六条第一項に規定する職を占める職員

(名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

43 名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び法第二十二條の四第一項」に改め、「及び法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員」を削る。

(名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

44 暫定再任用短時間勤務職員は、前項の規定による改正後の名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第三条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

## 附則別表第1

職務の級	給料月額
1級	137,900
2級	172,200
3級	212,800
4級	241,600 (257,200)
5級	263,500
6級	270,700
7級	277,900 (295,900)
8級	326,300 (356,100)
9級	402,900

## 備考

- 1 この表は、附則別表第2の適用を受けない暫定再任用職員に適用する。
- 2 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 3 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 4 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

## 附則別表第2

職務の級	給料月額
1級	131,100
2級	163,700
3級	199,700
4級	230,200 (243,500)
5級	250,600
6級	257,400
7級	264,100 (281,300)
8級	310,100 (338,600)
9級	382,900

## 備考

- 1 この表は、暫定再任用職員のうち被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第19条（同法附則第19条の2の規定により読み替える場合を含む。）に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間における職員に適用する。
- 2 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 3 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 4 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

## 附則別表第3

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職員の職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
4級	係長の職務を補佐し、特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
5級	係長又は主査の職務
6級	高度の知識若しくは経験を必要とする係長又は主査の職務
7級	課長、事務所長、課長補佐又は主幹の職務
8級	部長、室長又は次長の職務
9級	特に高度の知識又は経験を必要とする部長の職務

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
令和五年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 名古屋港管理組合条例第五号

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和四十一年名古屋港管理組合条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「令和四年度」を「令和十年度」に改める。

## 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。



# 規 則

名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和五年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 名古屋港管理組合規則第一号

名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合情報公開条例施行規則（平成十三年名古屋港管理組合規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であつて、管理者がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を待たずに組み合わされたものをいう。次項において同じ。）により行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
- 二 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

第十一条第二項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であつて、管理者がその保有するプログラムにより行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
- 二 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

第十四条第二項中「定めを記載した書面」を「規程」に改める。

- 「1 この処分につ  
ら起算して3箇  
できます。
- 2 この処分につ  
とを知った日の  
の処分の取消し  
組合を代表する
- 3 1の審査請求  
の翌日から起算  
しの訴えを提起  
る者は、名古屋
- 注 1 当日は、

様式第二号中「注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しく下さい。」を

いて不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日か  
月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることが

いて不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったこ  
翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこ  
の訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理  
者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。

に改める。

をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日  
して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消  
することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表す  
港管理組合管理者となります。）。

この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しく下さい。」

「教示

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日  
から起算して3箇月以内に名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることが  
できます。

様式第二号及び様式第四号中

- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査  
請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、  
名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となり  
ます。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

- 「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。」
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。」
- ※付録に於ては、この旨を記載する。

## 様式第6号 (第7条関係)

## 決定期間特例通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、名古屋港管理組合情報公開条例第13条の規定により、開示決定等をする期間を次のとおりとしましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	
名古屋港管理組合情報公開条例第13条（開示決定等の期限の特例）の規定を適用する理由	
残りの行政文書について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
担 当 課 等	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

<p>様式第九号中</p>	<p>開示に反対する場合の 反対の理由</p>
<p>を</p>	<p>開示に反対する場合の 意見</p> <p>(1) 開示に反対する部分</p> <p>(2) 開示に反対する具体的理由</p>
<p>に改める。</p>	
<p>様式第十号中</p>	<p>「教示</p> <p>1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
<p>を</p>	<p>「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌ら起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつとを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。</p> <p>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分のしの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代る者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の規定に基づいて作成されてい</p>	<p>に改める。」</p>



る様式第九号の用紙については、改正後の名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

管理者が保有する個人情報の保護に関する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

## 名古屋港管理組合規則第二号

管理者が保有する個人情報の保護に関する規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和五年名古屋港管理組合条例第三号。以下「条例」という。）の規定に基づき、管理者が保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

**第二条** 法第七十五条第一項に規定する個人情報ファイル簿は、様式第一のとおりとする。

(開示請求書の様式)

**第三条** 法第七十七条第一項に規定する開示請求書は、様式第二のとおりとする。

(開示決定通知書等の様式)

**第四条** 法第八十二条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- 1 法第七十六条第一項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 様式第三
- 1 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第四
- 2 法第八十二条第二項に規定する書面は、様式第五のとおりとする。

(決定期間延長通知書の様式)

**第五条** 法第八十三条第二項、第九十四条第二項及び第一百二条第二項に規定する書面は、様式第六のとおりとする。

(開示請求に係る決定期間特例通知書の様式)

**第六条** 法第八十四条に規定する書面は、様式第七のとおりとする。

(事案の移送の様式)

**第七条** 法第八十五条第一項及び第九十六条第一項の規定による事案の移送は、様式第八により行うものとする。

2 法第八十五条第一項及び第九十六条第一項に規定する書面は、様式第九のとおりとする。

(第三者に対する意見照会における通知書等の様式)

**第八条** 法第八十六条第一項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様式第十のとおりとする。

2 法第八十六条第二項に規定する書面は、様式第十のとおりとする。

3 法第八十六条第三項（法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する書面は、様式第十一のとおりとする。

(保有個人情報の開示の実施)

**第九条** 法第八十七条第一項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における行政文書（法第六十条第一項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。）の写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき一部とする。

2 法第八十七条第一項の規定により閲覧の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報が記録されている行政文書の閲覧をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、管理者は、当該行政文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

3 法第八十七条第一項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、管理者が適当と認める方法とする。

- 1 閲覧に準ずる方法 次に掲げる方法であつて、管理者がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により行うことができるもの
  - イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
  - ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- 1 写しの交付に準ずる方法 次に掲げる方法であつて、管理者がその保有するプログラムにより行うことができるもの
  - イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
  - ロ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(開示の実施方法等申出書の様式)

**第十条** 令第二十六条第一項に規定する書面は、様式第十二のとおりとする。

(費用の負担等)

**第十一条** 条例第四条第二項の実施機関の規則で定めるものは、第九条第三項第二号に定める方法又は同項ただし書に規定する方法により交付されるものの作成及び送付とする。

2 令第二十八条第四項の地方公共団体の規則で定める方法は、現金で納付する方法その他実施機関が定める方法とする。

(訂正請求書の様式)

**第十二条** 法第九十一条第一項に規定する訂正請求書は、様式第十三のとおりとする。

(訂正決定通知書等の様式)

**第十三条** 法第九十二条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- 一 法第九十条第一項の規定による訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 様式第十四
- 一 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 様式第十五
- 2 法第九十三条第二項に規定する書面は、様式第十六のとおりとする。  
（訂正請求及び利用停止請求に係る決定期間特例通知書の様式）
- 第十四条** 法第九十五条及び第百三条に規定する書面は、様式第十七のとおりとする。  
（訂正実施通知書の様式）
- 第十五条** 法第九十七条に規定する書面（情報提供等記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された同法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の訂正を実施した旨を通知する場合に係るものを除く。）は、様式第十八のとおりとする。  
（利用停止請求書の様式）
- 第十六条** 法第九十九条第一項に規定する利用停止請求書は、様式第十九のとおりとする。  
（利用停止決定通知書等の様式）
- 第十七条** 法第一百一条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。
- 一 法第九十八条第一項の規定による利用停止（利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。）の請求（以下「利用停止請求」という。）に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 様式第二十
- 一 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 様式第二十一
- 2 法第一百一条第二項に規定する書面は、様式第二十二のとおりとする。  
（口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報）
- 第十八条** 管理者は、条例第五条第一項の規定により口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により閲覧の求めをすることができる期間及び場所を名古屋港管理組合公報に登載するものとする。  
（口頭による保有個人情報の閲覧の求めにおける本人の証明に必要な書類）
- 第十九条** 条例第五条第一項の規定による閲覧の求めをする者は、管理者に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。
- 一 閲覧の求めをする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するに足りるもの
- 一 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するため管理者が適当と認める書類  
（諮問の通知の様式）
- 第二十条** 法第一百五十五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知は、様式第二十三により行うものとする。
- 附 則**  
（施行期日）
- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
（名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則の廃止）
- 2 名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則（平成十八年名古屋港管理組合規則第十四号）は、廃止する。  
（名古屋港管理組合個人情報保護審議会規則の一部改正）
- 3 名古屋港管理組合個人情報保護審議会規則（平成十八年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「名古屋港管理組合個人情報保護条例（平成十八年名古屋港管理組合条例第四号）第四十五条」を「個人情報保護に関する法律施行条例（令和五年名古屋港管理組合条例第二号）第九条」に改める。

## 様式第1 (第2条関係)

個人情報ファイル簿  
(表)

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記 録 項 目	
記 録 範 囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

(裏)

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

備考2 「要配慮個人情報」欄、「個人情報ファイルの種別」欄及び「行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル」欄については、該当する口にレ印を付すこと。

備考3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

備考4 備考2の規定にかかわらず、行政機関等匿名加工情報に関する欄については、当分の間、記入を必要としない。



## 様式第2 (第3条関係)

(表)

## 保有個人情報開示請求書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

氏 名

郵便番号

住所(居所)

電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をします。

※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
開示請求をする保有個人情報の内容	
※ 開示の実施の方法等  〔この欄の記載は任意です。〕	1 庁舎における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ＜実施の希望日＞ _____年 月 日  2 写しの送付を希望する。

(開示の実施の方法及び開示の実施の希望日については、希望に沿えない場合があります。)

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

## ア 請求者本人確認書類

- 運転免許証     健康保険被保険者証 (住所記載のあるもの)
- 個人番号カード
- 在留カード又は特別永住者証明書
- その他 ( \_\_\_\_\_ )
- 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付してください。

(裏)

イ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

- (ア) 本人の状況  未成年者 ( 年 月 日生)  
 成年被後見人  
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(ウ) 本人の住所 (居所) \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

(エ) 本人の電話番号 \_\_\_\_\_

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類  戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 その他 ( )

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類  委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 その他 ( )

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出 (送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等) が必要です。

3 開示の実施の方法等欄及び請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。

4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第3 (第4条関係)

## 保有個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

## 1 開示請求のあった保有個人情報の内容

(行政文書の名称： )

## 2 開示する保有個人情報の利用目的

## 3 開示の実施の方法等

## (1) 開示の実施の方法等

## (2) 開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで

(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

時間：

場所：

## (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数

## (4) 開示の実施に要する費用の額

写しの作成に要する費用

円

写しの送付に要する費用

円

## 4 担当課等

電話

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)

注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第4 (第4条関係)

## 保有個人情報一部開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

## 1 開示請求のあった保有個人情報の内容

(行政文書の名称： )

## 2 開示しないこととした部分及びその理由

## 3 開示する保有個人情報の利用目的

## 4 開示の実施の方法等

## (1) 開示の実施の方法等

## (2) 開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで

(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

時間：

場所：

## (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数

## (4) 開示の実施に要する費用の額

写しの作成に要する費用

円

写しの送付に要する費用

円

## 5 担当課等

電話

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。)

注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



## 様式第5 (第4条関係)

## 保有個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
担当課等	電話

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第6 (第5条関係)

## 決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第  
条第 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求のあ った保有個人情報 の内容	(行政文書の名称： )
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第7 (第6条関係)

## 決定期間特例通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第84条（開示決定等の期限の特例）の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	( 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日
担 当 課 等	電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第8 (第7条関係)

## 事 案 移 送 書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条  
第 項の規定により、次のとおり移送します。

請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称： )
請求者氏名等	氏 名： 住所（居所）： 連絡先：  法定代理人又は任意代理人による請求の場合 〔 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所（居所） _____ 〕
添 付 資 料 等	
備 考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)
担 当 課 等	電話

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

備考2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、本人の状況のうち該当する口にレ印を付すこと。



## 様式第9 (第7条関係)

## 事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条 第 項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称： )
移送をした日	年 月 日
移送をした行政機 関等(管理者)の 担当課等	電話
移送を受けた行政 機関等( 決定 等をする行政機関 等)	
移送を受けた行政 機関等の担当課等	電話
移送をした理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第10 (第8条関係)

## 意見照会書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同法第86条第 項の規定により通知します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙により 年 月 日までに回答してください。

開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先(担当課等)	電話
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



## 様式第11 (第8条関係)

## 開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

開示に反対する意見書の提出  
 年 月 日付で審査請求 のありました保有個人情報について、次のとおりその  
 開示に反対する意思の表示

全部を  
一部を  
開示することとしたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項  
 個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3  
 項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担 当 課 等	電話

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。





## 様式第13 (第12条関係)

(表)

## 保有個人情報訂正請求書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

氏 名

郵便番号

住所(居所)

電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
訂正請求をする保有個人情報の内容	決定通知書の文書番号： 決定通知書の日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等  (行政文書の名称： )
訂正請求の趣旨	
訂正請求の理由	

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

## ア 請求者本人確認書類

- 運転免許証     健康保険被保険者証 (住所記載のあるもの)  
 個人番号カード  
 在留カード又は特別永住者証明書  
 その他 ( )  
 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付してください。

(裏)

イ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

- (ア) 本人の状況  未成年者 ( 年 月 日生)  
 成年被後見人  
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(ウ) 本人の住所 (居所) \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

(エ) 本人の電話番号 \_\_\_\_\_

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類  戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 その他 ( )

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類  委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 その他 ( )

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

- 注 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。  
 2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出 (送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等) が必要です。  
 3 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。  
 4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第14 (第13条関係)

## 保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称： )	
訂 正 の 内 容	訂正前	
	訂正後	
訂 正 年 月 日	年 月 日	
担 当 課 等	電話	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



## 様式第15 (第13条関係)

## 保有個人情報一部訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )	
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正をしないこととした部分及びその理由		
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	電話	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第16 (第13条関係)

## 保有個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付で訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
訂正をしないこととした理由	
担 当 課 等	電話

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第17 (第14条関係)

## 決定期間特例通知書

第 年 月 日 号

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第  
 条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求のあ った保有個人情報 の内容	(行政文書の名称： )
個人情報の保護に 関する法律第 条 ( 決定等 の期限の特例) の 規定を適用する理 由	
決定等を する期限	年 月 日
担 当 課 等	電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第18 (第15条関係)

## 保有個人情報訂正実施通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで提供しました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により、次のとおり訂正の実施をしましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正の実施をした保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )	
訂正請求者の氏名		
訂正請求の趣旨		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	電話	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



## 様式第19 (第16条関係)

(表)

## 保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

氏 名

郵便番号

住所(居所)

電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

※請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
利用停止請求をする保有個人情報の内容	決定通知書の文書番号： 決定通知書の日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等  (行政文書の名称： )
※利用停止請求の趣旨	1 法第98条第1項第1号該当→ <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 2 法第98条第1項第2号該当→ 提供の停止
利用停止請求の理由	

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

## ア 請求者本人確認書類

- 運転免許証  健康保険被保険者証(住所記載のあるもの)  
 個人番号カード  
 在留カード又は特別永住者証明書  
 その他( )  
 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付してください。

(裏)

イ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

- (ア) 本人の状況  未成年者 ( 年 月 日生)  
 成年被後見人  
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(ウ) 本人の住所 (居所) \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

(エ) 本人の電話番号 \_\_\_\_\_

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類  戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 その他 ( )

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類  委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 その他 ( )

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 利用停止請求の趣旨欄は、法第98条第1項第1号を選択した場合は、該当する□にレ印を付してください。

3 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出 (送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等) が必要です。

4 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。

5 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第20 (第17条関係)

## 保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第21 (第17条関係)

## 保有個人情報一部利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の利用停止をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
利用停止の内容	
利用停止をしないこととした部分及びその理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



## 様式第22 (第17条関係)

## 保有個人情報利用不停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
利用停止をしないこととした理由	
担当課等	電話

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合管理者となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第23 (第20条関係)

## 審議会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けの審査請求については、次のとおり名古屋港管理組合個人情報保護審議会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
審査請求の内容	
諮問した日	年 月 日
担当課等	電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

### 名古屋港管理組合規則第三号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十一年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公務員が、その任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員への復帰を前提に、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続き職員として在職した後引き続いて再び国家公務員となつた」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 国家公務員が、その任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員への復帰を前提に、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続き職員として在職した後引き続いて再び国家公務員となつたもの
- 二 本組合の事業の実施に際し、本組合と国との緊密な連携を図る必要があると管理者が認めて、職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、職員への復帰を前提に、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続いて国家公務員となつたもの

第三条第三項中「国家公務員が、その任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員への復帰を前提に、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 国家公務員が、その任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員への復帰を前提に、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつたもの
- 二 本組合の事業の実施に際し、本組合と国との緊密な連携を図る必要があると管理者が認めて、職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、職員への復帰を前提に、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び職員となつたもの

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合事務部局組織規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

### 名古屋港管理組合規則第四号

名古屋港管理組合事務部局組織規則等の一部を改正する規則

（名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部改正）

第一条 名古屋港管理組合事務部局組織規則（平成八年名古屋港管理組合規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第六号から第九号までを次のように改める。

- 六 デジタルトランスフォーメーションの推進に関する施策及びICTを活用した業務改革の総合的な企画及び調整に関すること。
- 七 デジタルトランスフォーメーションの推進及びICTの活用に係る相談、指導及び調整に関すること。
- 八 情報システムの開発及び運用管理に関すること。
- 九 情報セキュリティに関すること。

第十二条第六号中「交換」の下に「船舶の修繕」を加え、同条第八号を次のように改める。

八 第十九条第六号及び第七号の契約に係る入札の公告及び開札に関すること。

第十二条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第十九条中第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

- 六 工事等の契約に関すること（総務部会計課の主管に属することを除く。）
- 七 工食用機材及び工食用材料の契約に関すること（総務部会計課の主管に属することを除く。）

第二十三条第一号中「船舶」の下に「の製造」を加える。

第二十八条第二項第二号中「情報システム室」を「DX推進室」に改める。

第二十九条第二項中「総務部行政管理課情報システム室長」を「総務部行政管理課DX推進室長」に改める。

（名古屋港管理組合財務規則の一部改正）

第二条 名古屋港管理組合財務規則（昭和三十九年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、工食用機材及び工食用材料たる物品に係る依頼にあつては、建設部担当課長（工事契約担当）（以下「工事契約担当課長」という。）（予算主管課を除く課又は事務所にあつては、予算主管課長を経て工事契約担当課長）に対し、行わなければならない。

第四十七条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、技術的検査を要するものに係る依頼にあつては、工事契約担当課長（予算主管課を除く課又は事務所にあつては、予算主管課長を経て工事契約担当課長）に対し、行わなければならない。

第四十七条の二第三項中「会計課長」の下に「及び工事契約担当課長」を加える。

（職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第三条 職員の職の設置に関する規則（昭和四十二年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二総務部行政管理課情報システム室長の項職の欄中「総務部行政管理課情報システム室長」を「総務部行政管理課DX推進室長」に改め、同項職務の欄中「総務部行政管理課情報システム室」を「総務部行政管理課DX推進室」に改める。

**附 則**

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

# 告 示

## 名古屋港管理組合告示第16号

令和5年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された令和3年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 令和3年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

	歳 入	
第1款 分担金及び負担金	7,332,527,784円	
第1項 負担金	7,332,527,784円	
第2款 使用料及び手数料	4,601,255,719円	
第1項 使用料	4,601,223,019円	
第2項 手数料	32,700円	
第3款 国庫支出金	1,086,609,124円	
第1項 国庫負担金	1,086,609,124円	
第4款 財産収入	5,055,833,384円	
第1項 財産運用収入	4,770,035,030円	
第2項 財産売払収入	285,798,354円	
第5款 寄附金	0円	
第1項 寄附金	0円	
第6款 繰入金	4,273,633,742円	
第1項 他会計繰入金	73,633,742円	
第2項 他会計借入金	4,200,000,000円	
第7款 繰越金	2,235,872,729円	
第1項 繰越金	2,235,872,729円	
第8款 諸収入	4,961,130,481円	
第1項 延滞金、加算金及び過料	35,203円	
第2項 預金利子	155,890円	
第3項 受託事業収入	3,346,653,426円	
第4項 貸付金元利収入	1,177,972,452円	
第5項 特定施設整備収入	246,228,296円	
第6項 雑入	190,085,214円	
第9款 組合債	7,979,900,000円	
第1項 組合債	7,979,900,000円	
歳 入 合 計	37,526,762,963円	
歳 出		
第1款 議会費	141,322,058円	
第1項 議会費	141,322,058円	
第2款 総務費	3,111,486,780円	
第1項 総務管理費	3,044,889,655円	
第2項 監査委員費	66,597,125円	
第3款 企画調整費	5,503,138,882円	
第1項 企画調整管理費	5,462,028,104円	
第2項 調査費	41,110,778円	
第4款 港営費	2,503,959,516円	
第1項 港営管理費	1,185,544,849円	
第2項 運営費	1,318,414,667円	
第5款 建設費	18,010,245,960円	
第1項 建設管理費	1,685,549,879円	
第2項 整備費	16,324,696,081円	
第6款 公債費	6,530,171,960円	
第1項 公債費	6,530,171,960円	
第7款 予備費	0円	
第1項 予備費	0円	
歳 出 合 計	35,800,325,156円	



## 名古屋港管理組合告示第17号

令和5年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された令和3年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

## 令和3年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

		歳	入		
第1款	水族館振興基金収入		61,606,152円		
第1項	財産収入		9,353円		
第2項	寄附金		2,012,997円		
第3項	繰越金		318,000円		
第4項	積戻金		59,265,802円		
第5項	繰入金		0円		
第2款	海事文化振興基金収入		11,898,891円		
第1項	財産収入		7,891円		
第2項	寄附金		10,000円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		1,881,000円		
第5項	繰入金		10,000,000円		
第3款	環境振興基金収入		72,196,157円		
第1項	財産収入		2,963円		
第2項	寄附金		2,285,000円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		12,486,940円		
第5項	繰入金		57,421,254円		
	歳入	合	計		145,701,200円
		歳	出		
第1款	水族館振興基金		61,506,152円		
第1項	積立金		2,240,350円		
第2項	繰出金		59,265,802円		
第2款	海事文化振興基金		11,898,891円		
第1項	積立金		10,017,891円		
第2項	繰出金		1,881,000円		
第3款	環境振興基金		70,916,157円		
第1項	積立金		58,429,217円		
第2項	繰出金		12,486,940円		
	歳出	合	計		144,321,200円

**名古屋港管理組合告示第18号**

令和5年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た令和5年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。  
令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

**令和5年度名古屋港管理組合一般会計予算**

令和5年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,950,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(組合債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 組合債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		7,593,091 <sup>千円</sup>
	1 負 担 金	7,593,091
2 使 用 料 及 び 手 数 料		4,543,183
	1 使 用 料	4,543,173
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		1,511,500
	1 国 庫 負 担 金	1,511,500
4 財 産 収 入		4,717,079
	1 財 産 運 用 収 入	4,717,059
	2 財 産 売 払 収 入	20
5 寄 附 金		10
	1 寄 附 金	10
6 繰 入 金		125,565
	1 他 会 計 繰 入 金	125,565
7 繰 越 金		500,000
	1 繰 越 金	500,000
8 諸 収 入		1,828,572
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	110
	2 預 金 利 子	146
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,279,633
	4 特 定 施 設 整 備 収 入	367,380
	5 雑 入	181,303
9 組 合 債		8,131,000
	1 組 合 債	8,131,000
歳 入 合 計		28,950,000

歳 出		金 額
款	項	
1 議 会 費		171,063 <sup>千円</sup>
	1 議 会 費	171,063
2 総 務 費		2,437,627
	1 総 務 管 理 費	2,365,898
	2 監 査 委 員 費	71,729
3 企 画 調 整 費		895,915
	1 企 画 調 整 管 理 費	831,786
	2 調 査 費	64,129
4 港 営 費		2,286,267
	1 港 営 管 理 費	1,377,984
	2 運 営 費	908,283
5 建 設 費		16,485,128
	1 建 設 管 理 費	1,582,306
	2 整 備 費	14,902,822
6 公 債 費		6,644,000
	1 公 債 費	6,644,000
7 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		28,950,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
5 建設費	2 整備費	港湾メンテナンス(港湾改修費) 補助事業費	484,000 <sup>千円</sup>
		港湾メンテナンス(港湾施設改良費) 補助事業費	51,000
		港湾メンテナンス(統合) 補助事業費	48,000
		港湾改修(国際拠点) 交付金事業費	59,000
		港湾施設改修事業費	78,000
		港湾施設補修事業費	629,000
		海域環境創造・自然再生等補助事業費	52,000
		港湾環境整備施設事業費	153,000
		海岸(連携) 補助事業費	27,000
		海岸メンテナンス補助事業費	15,000
		高潮対策交付金事業費	125,000
		海岸防災施設事業費	68,000

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
工事監理業務	令和6年度	16,380 <sup>千円</sup>
ガーデンふ頭岸壁整備費	令和5年度～令和6年度	438,500
金城ふ頭陸上電力供給設備整備費	令和6年度	24,200
港内埠頭保安設備整備費	令和6年度	83,700
作倉地区物揚場補修費	令和6年度	123,600
潮風ふ頭岸壁補修費	令和6年度	79,700
港内電気設備補修費	令和6年度	26,300
名古屋港船舶通航情報センター補修費	令和6年度	180,200
港内埠頭保安設備補修費	令和6年度	71,500
名古屋港高潮防波堤東西信号所補修費	令和6年度	31,100
名古屋四日市国際港湾株式会社の事業資金借入金に対する損失補償	令和5年度～令和26年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、66,000千円及び利息相当額を限度として補償する。



第4表 組合債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業	千円 8,131,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	8,131,000			

## 令和5年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

令和5年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ208,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 水族館振興基金収入		千円 12,500
	1 財産収入	80
	2 寄附金	1,400
	3 繰越金	10
	4 積戻金	11,000
	5 繰入金	10
2 海事文化振興基金収入		67,400
	1 財産収入	90
	2 寄附金	100
	3 繰越金	10
	4 積戻金	57,200
	5 繰入金	10,000
3 環境振興基金収入		129,000
	1 財産収入	15
	2 寄附金	1,600
	3 繰越金	20
	4 積戻金	57,365
	5 繰入金	70,000
歳 入	合 計	208,900

歳 出		
款	項	金 額
1 水族館振興基金		12,500 <sup>千円</sup>
	1 積 立 金	1,500
	2 繰 出 金	11,000
2 海事文化振興基金		67,400
	1 積 立 金	10,200
	2 繰 出 金	57,200
3 環境振興基金		129,000
	1 積 立 金	71,635
	2 繰 出 金	57,365
歳 出 合 計		208,900

#### 令和5年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設 及 び 用 地	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 25棟	一般使用許可面積	平方メートル 77,713
		専用使用許可面積	平方メートル 28,628
	貯 木 場 8か所	一般使用許可面積	平方メートル 183,300
		専用使用許可面積	平方メートル 994,028
	荷 役 機 械 5基	貸 付 数	基 5
	埠 頭 用 地		平方メートル 2,401,671
	建設改良工事	上屋等整備工事	千円 1,951,810

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入		
第1款	施設運営事業	業	収 益	4,237,000千円
第1項	営 業	業	収 益	4,110,493千円
第2項	営 業	外	収 益	126,497千円
第3項	特 別	利	益	10千円
		支 出		
第1款	施設運営事業	業	費 用	3,075,000千円
第1項	営 業	業	費 用	2,881,464千円
第2項	営 業	外	費 用	118,236千円
第3項	特 別	損	失	65,300千円
第4項	予 備	備	費	10,000千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,426,000千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額183,000千円、減債積立金419,000千円、建設改良積立金348,000千円及び過年度分損益勘定留保資金455,000千円で補てんするものとする。）。

		収 入		
第1款	資 本 的	収 入		1,543,000千円
第1項	企 業	業	債	796,000千円
第2項	雑	収 入		747,000千円
		支 出		
第1款	資 本 的	支 出		2,969,000千円
第1項	建 設 改 良	費		1,951,810千円
第2項	固 定 資 産 購 入	費		3,736千円
第3項	企 業 債 償 還	金		419,454千円
第4項	投 資	資		594,000千円

## (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
維持補修費	令和6年度	242,500千円
埠頭用地整備費	令和6年度	482,500千円

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	埠頭用地整備事業及びコンテナ埠頭整備事業
限 度 額	796,000千円
起債の方法	普通貸借又は債券発行
利 率	8.5%以内
償還の方法	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	746,780千円
-------	-----------

## 令和5年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算

## (総 則)

第1条 令和5年度名古屋港管理組合埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

用地整備	排水管321メートル
------	------------

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入		
第1款	埋 立 事 業	業	収 益	387,000千円
第1項	営 業	外	収 益	386,980千円
第2項	特 別	利	益	20千円

		支	出	
第1款	埋立事業費用			656,000千円
第1項	営業費用			610,748千円
第2項	営業外費用			35,232千円
第3項	特別損失			20千円
第4項	予備費			10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める

		収	入	
第1款	資本的収入			1,101,000千円
第1項	雑収入			630,385千円
第2項	貸付金返還金			470,615千円
		支	出	
第1款	資本的支出			846,000千円
第1項	西部地区埋立事業費			503,200千円
第2項	南5区埋立事業費			63,000千円
第3項	総係費			201,524千円
第4項	雑支出			78,276千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
西部地区埋立整備費	令和6年度	265,800千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	408,208千円
-------	-----------

#### 名古屋港管理組合告示第19号

令和5年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た令和4年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

#### 令和4年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

令和4年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,292,669千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,463,669千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		7,592,394 <sup>千円</sup>	△ 234,386 <sup>千円</sup>	7,358,008 <sup>千円</sup>
	1 負 担 金	7,592,394	△ 234,386	7,358,008
3 国庫支出金		1,675,100	657,994	2,333,094
	1 国庫負担金	1,675,100	657,994	2,333,094
8 諸 収 入		1,732,058	2,061	1,734,119
	4 特定施設整備収入	313,060	2,061	315,121
9 組 合 債		8,475,000	867,000	9,342,000
	1 組 合 債	8,475,000	867,000	9,342,000
歳 入 合 計		30,171,000	1,292,669	31,463,669

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 企画調整費		901,482 <sup>千円</sup>	0 <sup>千円</sup>	901,482 <sup>千円</sup>
	1 企画調整管理費	835,850	0	835,850
	2 調 査 費	65,632	0	65,632
5 建設費		15,785,483	1,455,249	17,240,732
	1 建設管理費	1,437,431	0	1,437,431
	2 整 備 費	14,348,052	1,455,249	15,803,301
6 公 債 費		6,652,000	△ 162,580	6,489,420
	1 公 債 費	6,652,000	△ 162,580	6,489,420
歳 出 合 計		30,171,000	1,292,669	31,463,669



第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
3 企画調整費	2 調査費	CNP形成計画策定補助事業費	千円 -	千円 4,300
5 建設費	2 整備費	港湾メンテナンス（港湾改修費）補助事業費	519,000	919,000
		港湾施設改修事業費	42,000	86,000
		港湾施設補修事業費	1,341,400	1,508,758
		緑地等施設整備補助事業費	-	22,000
		海岸（連携）補助事業費	-	142,000
		海岸メンテナンス補助事業費	-	107,000
		高潮対策交付金事業費	125,000	1,002,500
		海岸防災施設事業費	136,000	160,000
		国直轄事業港湾管理者負担金	-	940,112

第3表 組合債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公共事業	千円 7,387,000	千円 867,000	千円 8,254,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	8,475,000	867,000	9,342,000			

**名古屋港管理組合告示第20号**

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年名古屋港管理組合条例第2号）第4条第2項に規定する写し（電磁的記録を用紙に出力したものを含む。以下同じ。）の作成に要する費用の額を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。

なお、平成18年名古屋港管理組合告示第36号（名古屋港管理組合個人情報保護条例第25条に規定する写しの作成に要する費用の額）は、廃止する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

行政文書の種別	区 分	費用の額
文書等	複写機により複写したもの（白黒で、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 10円
	複写機により複写したもの（カラーで、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 50円
電磁的記録	用紙に出力したもの（白黒で、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 10円
	用紙に出力したもの（カラーで、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 50円
	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。）に複写したもの	1枚につき 70円

## 備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 本組合以外のもに委託して写しを作成した場合における費用の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。
- 3 この表の区分以外のものを作成に要する費用の額は、実費とする。

**名古屋港管理組合告示第21号**

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年名古屋港管理組合条例第2号）第5条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。

なお、平成18年名古屋港管理組合告示第35号（名古屋港管理組合個人情報保護条例第14条第1項に規定する口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報）は、廃止する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報	口頭により開示する内容	口頭により開示請求を行うことができる者	口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
名古屋港管理組合が実施する職員採用試験又は職員採用選考試験	総合順位 総合得点 科目別得点	試験不合格者	各試験の合格発表の日から1月間	総務部 職員課人事係

**名古屋港管理組合告示第22号**

平成18年名古屋港管理組合告示第37号（名古屋港管理組合個人情報保護条例第46条に規定する法人の指定）は、廃止する。  
令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

**名古屋港管理組合告示第23号**

平成18年名古屋港管理組合告示第21号（名古屋港管理組合情報公開条例第17条に規定する写しの作成に要する費用の額）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	
区 分	費用の額
光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。）に複写したもの	1枚につき 70円
改正前	
区 分	費用の額
フロッピーディスク（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのフレキシブルディスクカートリッジに限る。）に複写したもの	1枚につき <u>30円</u>
光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量700メガバイトのものに限る。）に複写したもの	1枚につき 70円

**名古屋港管理組合告示第24号**

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、令和5年4月1日以後の利用から適用される名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。  
 なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認（令和元年8月1日告示第30号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者  
 名古屋市長 河村 たかし

## 名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分		利用の区分	単位		利用料金
ゴルフ場	ゴルフコース	平日	1人1回につき18ホールまで	一般	6,570円
				上記利用に対する追加9ホール	2,200円
			1人1回につき9ホールまで	一般	3,280円
		土曜日、日曜日及び休日	1人1回につき18ホールまで	一般	11,660円
				上記利用に対する追加9ホール	3,520円
			1人1回につき9ホールまで	一般	5,830円
カート（乗用式）		1人1台につき18ホールまで	1,500円		
		上記利用に対する追加9ホール	750円		
		9ホール利用	750円		

## 備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 次に掲げる者が利用する場合のゴルフコース利用料金の額は、この表の額以内とする。
  - (1) ジュニア
  - (2) シニア
  - (3) 満70歳以上及び障害者
- 3 ジュニアとは、18歳以下の児童・生徒（高校生まで）をいう。また、シニアとは満60歳以上をいう。
- 4 ジュニアが利用する場合のゴルフコース利用料金は利用の有無に関わらず、カート料金を含む。
- 5 1人1回につき18ホールまでを2人で利用する場合は1,100円をゴルフコース利用料金に加算する。（指定管理者が指定する期日を除く。）
- 6 1人1回につき9ホールまでを2人で利用する場合は550円をゴルフコース利用料金に加算する。（指定管理者が指定する期日を除く。）

**名古屋港管理組合告示第25号**

名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号）第5条第2項及び第7条第2項の規定に基づき、令和5年4月1日以後の利用から適用される名古屋港ポートビルの利用料金の額を次のように承認した。

なお、名古屋港ポートビルの利用料金の額の承認（令和元年7月1日告示第26号）は、令和5年3月31日限り廃止する。  
令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 名古屋港ポートビルの利用料金の額

- 1 海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじ  
(1) 個人で入場しようとする者の入場料の額

利用の区分	施設の区分	単位	入場料	
海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじのうち1施設へ入場する場合	海洋博物館	1施設 1人1回	大人	300円
	展望室		小・中学生	200円
	南極観測船ふじ			
海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじの全施設へ入場する場合	海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじ	全施設 1人1回	大人	710円
			小・中学生	400円

備考 大人とは、小・中学生以外の者をいい、小・中学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。

- (2) 団体で入場しようとする者の入場料の額

利用の区分	単位	入場料	
		20人以上100人未満の団体	100人以上の団体
海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじのうち1施設へ入場する場合	1施設 1人1回	大人	大人
		小・中学生	小・中学生
海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじの全施設へ入場する場合	全施設 1人1回	大人	大人
		小・中学生	小・中学生

備考 括弧内の入場料の額は、学校教育法による高等学校及びこれに準ずる学校の生徒について適用するものとする。

## 2 会議室及び講堂

施設の区分		利用単位	利用料金
会議室	A 会議室	午 前	6,000円
		午 後	7,430円
		夜 間	9,570円
		全 日	19,860円
	B 会議室 C 会議室	午 前	6,510円
		午 後	8,040円
		夜 間	10,380円
		全 日	21,590円
	D 会議室	午 前	2,540円
		午 後	3,150円
		夜 間	4,170円
		全 日	8,750円
	E 会議室	午 前	5,600円
		午 後	6,820円
		夜 間	8,960円
		全 日	18,630円
F 会議室	午 前	2,440円	
	午 後	3,050円	
	夜 間	3,970円	
	全 日	8,250円	
講 堂	午 前	10,380円	
	午 後	12,930円	
	夜 間	15,990円	
	全 日	30,140円	

## 備考

- 1 午前とは、午前9時から午後零時30分まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで及び全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。以下同じ。
- 2 特別の設備又は器具により電力、ガス又は水道を使用して施設を利用した場合は、指定管理者が認定した実費相当料を当該施設の利用料金に加算する。



## 3 附帯設備

区分		利用単位	利用料金
マイクロホン		1回1個	500円
映写機	16ミリ映写機	1回一式	3,360円
	オーバーヘッドプロジェクター	1回一式	1,520円
	実物反射投影機	1回一式	1,520円
	幻燈機	1回一式	1,520円
金びょうぶ		1回1双	1,010円

備考 1回とは、午前、午後及び夜間のそれぞれの区分による利用をいう。

## 4 駐車場

## (1) 30分につき1回1台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金
普通自動車	1 通常の場合 30分までごとに100円。ただし、24時間までごとに1,000円を上限とする。 2 回数駐車券による利用の場合 イ 30分回数駐車券（11枚つづり）1,010円 ロ 1時間回数駐車券（11枚つづり）2,020円

## (2) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金
バス	900円
普通自動車	600円
自動二輪車及び原動機付自転車	150円

## (3) 1月1台を利用単位とする駐車場

## ア 全日使用の駐車場

駐車場の種類		利用料金
多階建駐車場	屋内	16,700円
	屋外	12,520円
その他の駐車場		10,380円

## イ 利用日指定の駐車場

駐車場の種類		利用料金
多階建駐車場（一種）	屋内	8,450円
多階建駐車場（二種）	屋外	9,370円
その他の駐車場（一種）		6,920円

備考

- 1 一種とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び8月13日から8月15日までを除く日に限り利用できるものをいう。
- 2 二種とは、日曜日及び法に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び8月13日から8月15日までを除く日に限り利用できるものをいう。

**名古屋港管理組合告示第26号**

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、令和5年4月1日以後の利用から適用される新舞子マリンパークの運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認（平成30年3月30日告示第19号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 新舞子マリンパークの運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分	利用の区分	単位	利用料金	備考
駐車場		1台1回につき	500円	

**名古屋港管理組合告示第27号**

名古屋港水族館条例（平成4年名古屋港管理組合条例第6号）第3条第2項の規定に基づき、令和5年4月1日以後の利用から適用される名古屋港水族館の利用料金の額を次のように承認した。

なお、名古屋港水族館の利用料金の額の承認（令和元年7月1日告示第27号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 名古屋港水族館の利用料金の額

## 1 個人で入館しようとする者の入館料の額

利用の区分	単位	入館料
名古屋港水族館にのみ入館する場合	1人1回につき	大人 2,030円 小・中学生 1,010円 幼児 500円
	年間入館料	同一人1年間につき 大人 5,190円 小・中学生 2,540円 幼児 1,220円
		家族購入で同一人1年間につき 大人 4,680円 小・中学生 2,240円 幼児 1,010円
名古屋港水族館に名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号。以下「ポートビル条例」という。）第2条第1号から第3号までに規定する施設の全部と併せて入館する場合	1人1回につき	大人 1,730円 小・中学生 810円

## 備考

- 大人とは、小・中学生及び幼児以外の者をいう。以下同じ。
- 小・中学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。以下同じ。
- 幼児とは、満4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。
- 年間入館料にあつては、名古屋港水族館条例（平成4年名古屋港管理組合条例第6号）第3条第1項（同条第2項に規定する団体で入館しようとする者の入館料に限る。）及び第8項の規定は適用しない。
- 年間入館料のうち、家族購入とは、小・中学生及び幼児と2親等内の親族の関係にある者が小・中学生及び幼児と同時に購入する場合をいう。

## 2 団体で入館しようとする者の入館料の額

利用の区分	団体の区分	入館料（1人1回につき）		
		大人	小・中学生	幼児
名古屋港水族館にのみ入館する場合	20人以上100人未満の団体	1,830円 (1,620円)	810円	400円
	100人以上の団体	1,620円 (1,420円)	710円	350円
名古屋港水族館にポートビル条例第2条第1号から第3号までに規定する施設の全部と併せて入館する場合	20人以上100人未満の団体	1,550円 (1,380円)	650円	
	100人以上の団体	1,380円 (1,210円)	570円	

備考 括弧内の額は、学校教育法による高等学校及びこれに準ずる学校の生徒について適用するものとする。

**名古屋港管理組合告示第28号**

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、令和5年4月1日以後の利用から適用される船見緑地の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認（平成30年3月30日告示第20号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 船見緑地の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分	利用の区分	単位	利用料金	備考
運動広場	昼間	1面につき	3,400円	
	半日	1面につき	2,000円	
	早朝又は薄暮	1面につき	1,200円	

## 備考

- 1 昼間とは、午前9時から午後4時30分までをいう。
- 2 半日とは、午前9時から午後零時30分まで又は午後1時から午後4時30分までのいずれかをいう。
- 3 早朝又は薄暮とは、管理者が運動施設について定める供用時間の前後において管理上支障がないとしてその供用を認める時間をいう。
- 4 運動広場は、1面を2区画に分けて利用することができる。この場合の1区画の利用料金は、1面に係る利用料金の半額とする。

**名古屋港管理組合告示第29号**

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、令和5年4月1日以後の利用から適用される富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等を除く。）、楠広場、楠南広場、木場南広場及び東浜中央緑地の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認（平成30年3月30日告示第21号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分	臨港緑地	利用の区分	単位	利用料金	備考
野球場	楠広場 楠南広場 木場南広場	昼間	1面につき	1,700円	
		半日	1面につき	1,000円	
		早朝又は薄暮	1面につき	600円	
テニスコート	富浜緑地	昼間	1面につき	1,800円	
		半日	1面につき	1,000円	
運動広場	富浜緑地 東浜中央緑地	昼間	1面につき	3,400円	
		半日	1面につき	2,000円	
		早朝又は薄暮	1面につき	1,200円	
貸自転車	富浜緑地		1台1回につき	200円	利用単位1回は、概ね2時間以内とする。

## 備考

- 1 昼間とは、午前9時から午後4時30分までをいう。
- 2 半日とは、午前9時から午後零時30分まで又は午後1時から午後4時30分までのいずれかをいう。
- 3 早朝又は薄暮とは、管理者が運動施設について定める供用時間の前後において管理上支障がないとしてその供用を認める時間をいう。
- 4 運動広場は、1面を2区画に分けて利用することができる。この場合の1区画の利用料金は、1面に係る利用料金の半額とする。

## 名古屋港管理組合告示第30号

次の港湾施設は、令和5年4月1日から変更する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 上屋附属詰所

変更前

区画を定めた上屋附属詰所

名称（括弧内は、その略称）	使用区分	等級	位置	面積	構造	区画		
						名称	位置	面積
稲永ふ頭南3号上屋附属詰所（稲南3号）	一般使用	1	名古屋市港区潮風町	234	鉄骨造り	A	稲永ふ頭南3号上屋北側隣接2階東部分	29
						B	稲永ふ頭南3号上屋北側隣接2階中央部分	29
						C	稲永ふ頭南3号上屋北側隣接2階西部分	29
						D	稲永ふ頭南3号上屋北側隣接1階東部分	29
						E	稲永ふ頭南3号上屋北側隣接1階中央部分	29
						F	稲永ふ頭南3号上屋北側隣接1階西部分	29
						G	稲永ふ頭南3号上屋北側隣接平屋東部分	30
						H	稲永ふ頭南3号上屋北側隣接平屋西部分	30

変更後

区画を定めた上屋附属詰所

名称（括弧内は、その略称）	使用区分	等級	位置	面積	構造	区画		
						名称	位置	面積
稲永ふ頭南3号上屋附属詰所（稲南3号）	一般使用	1	名古屋市港区潮風町	60	鉄骨造り	G	稲永ふ頭南3号上屋北側隣接平屋東部分	30
						H	稲永ふ頭南3号上屋北側隣接平屋西部分	30

**名古屋港管理組合告示第31号**

次の港湾施設は、令和5年4月1日から停止面積を変更する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地

変更前

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位置	面積	区画
金城ふ頭西部C荷さばき地 (金城西C)	1 <sup>級</sup>	車両	76号岸壁隣接	538 <small>平方メートル</small>	図による

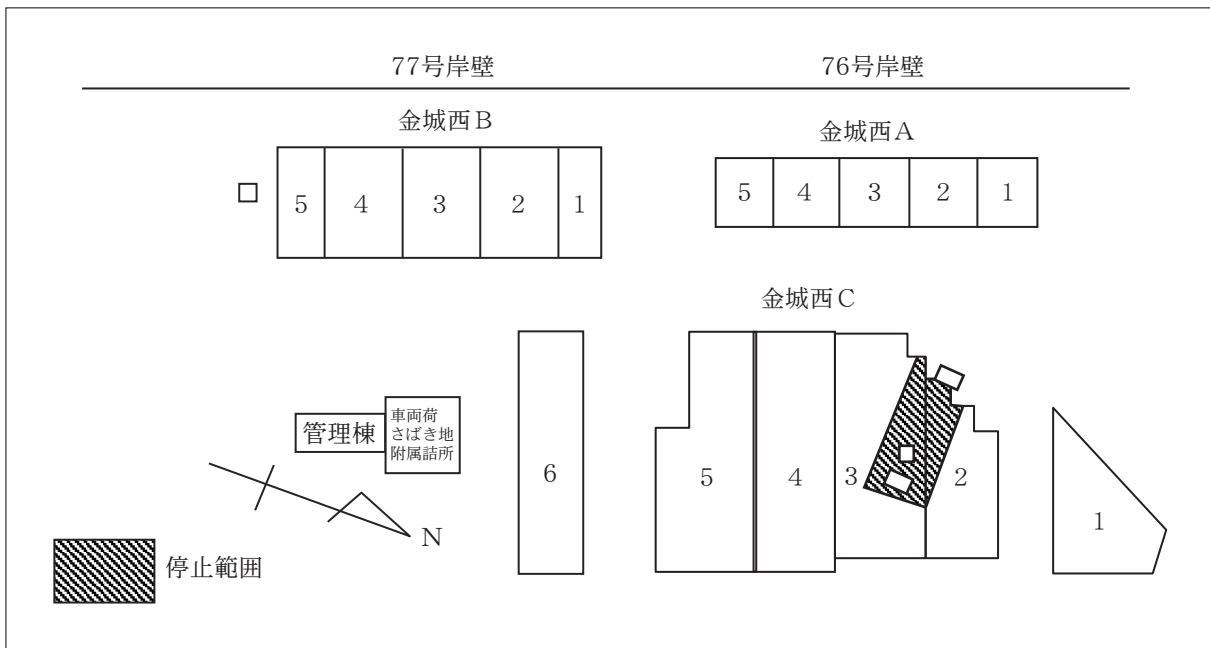
(図は省略)

変更後

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位置	面積	区画
金城ふ頭西部C荷さばき地 (金城西C)	1 <sup>級</sup>	車両	76号岸壁隣接	1,412 <small>平方メートル</small>	図による

図 (金城ふ頭西部A、B、C荷さばき地)



**備考**

- 1 数字は、区画の名称を示す
- 2 金城西Aの区画の面積は、各1,696平方メートルである。
- 3 金城西Bの区画の面積は、1は1,376平方メートル、2・3・4は各2,450平方メートル、5は1,454平方メートルである。
- 4 金城西Cの区画の面積は、1は3,946平方メートル、2は3,011平方メートル(589平方メートル停止)、3は5,220平方メートル(823平方メートル停止)、4は5,722平方メートル、5は6,820平方メートル、6は5,925平方メートルである。



**名古屋港管理組合告示第32号**

令和5年名古屋港管理組合告示第8号で停止した次の港湾施設は、令和5年3月27日から使用を再開した。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地  
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
稲永ふ頭北B荷さばき地 (稲北B)	2 <sup>級</sup>	16号岸壁隣接	369 <sup>平方メートル</sup>	図による

(図は省略)

**名古屋港管理組合告示第33号**

令和4年名古屋港管理組合告示第34号で使用停止した次の港湾施設は、令和5年4月1日から使用を再開する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地  
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部I荷さばき地 (金城西I)	1 <sup>級</sup>	74号岸壁及び 75号岸壁隣接	416 <sup>平方メートル</sup>	図による

(図は省略)

**名古屋港管理組合告示第34号**

令和4年名古屋港管理組合告示第32号で停止した次の港湾施設は、令和5年4月1日から使用を再開する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地  
用途区分を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積
飛島ふ頭北荷さばき地 (飛島北)	特 <sup>級</sup>	コンテナ貨物	飛島ふ頭東側	1,412 <sup>平方メートル</sup>

**名古屋港管理組合告示第35号**

次の港湾施設は、令和5年4月1日に廃止する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地

区画を定めた荷さばき地

名称	位置	延長	エプロン 幅	水深	標準係船能力		備考
					位置	バース数	
1号岸壁	ガーデンふ頭東側	メートル	メートル	メートル	トン	バース	水深は、先端から 185メートルの間は 10メートル
		245	20	4.5～10	500	1	
					10,000	1	

**名古屋港管理組合告示第36号**

名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号）第13条第1項第2号の規定に基づき、名古屋港ポートビル施設の供用を次のとおり休止した。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

- 1 休止対象施設  
南極観測船ふじ
- 2 休止の理由  
設備工事に伴い必要があるため
- 3 休止期間  
令和5年3月2日から当分の間

# 訓 令

## 訓令第一号

組合内一般

名古屋港管理組合行政文書管理規程（令和四年訓令第二号）の一部を次のように改正する。  
令和五年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第四条中「名古屋港管理組合個人情報保護条例（平成十八年名古屋港管理組合条例第四号）第二条第二号」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項」に改める。

第四十六条第五項第四号中「名古屋港管理組合個人情報保護条例第十九条各項」を「個人情報の保護に関する法律第八十二条各項」に改める。

### 附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

## 訓令第二号

組合内一般

課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和五年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程

（課の組織の分掌事務規程の一部改正）

**第一条** 課の組織の分掌事務規程（平成八年訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号リ及び同条第二項中「情報システム室」を「DX推進室」に改め、同項各号を次のように改める。

一 デジタルトランスフォーメーションの推進に関する施策及びICTを活用した業務改革の総合的な企画及び調整に関すること。

二 デジタルトランスフォーメーションの推進及びICTの活用に係る相談、指導及び調整に関すること。

三 情報システムの開発及び運用管理に関すること。

四 情報セキュリティに関すること。

第五条第三号ロ中「交換」の下に「船舶の修繕」を加え、同号中トをすとし、への次に次のように加える。

ト 第十条第一号ニからトまでの契約に係る入札の公告及び開札に関すること。

第五条第四号を削る。

第十条第一号中トをヲとし、ニからハまでをリからルまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 工事及び製造の契約に関すること（総務部会計課用度係の主管に属することを除く。）。

ホ 地質調査、設計、測量等の委託契約に関すること（総務部会計課用度係の主管に属することを除く。）。

ヘ 工食用機材及び工食用材料の契約に関すること（総務部会計課用度係の主管に属することを除く。）。

ト その他技術的検査を要する契約に関すること（総務部会計課用度係の主管に属することを除く。）。

チ ニからトまでの契約に係る指名業者審査委員会に関すること。

第十三条第二号イ中「並びに船舶」の下に「製造」を加える。

（工事施行規程の一部改正）

**第二条** 工事施行規程（昭和三十九年訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「総務部長に対し、」を削り、「依頼しなければ」を「行わなければ」に改める。

第四十五条第三項中「した後、と」の下に「第七条中「直ちに」とあるのは「建設部長に契約締結事務を依頼し、建設部長は当該依頼があつたときは、直ちに」とを加える。

（名古屋港管理組合事務決裁規程の一部改正）

**第三条** 名古屋港管理組合事務決裁規程（昭和四十年訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第九項中「総務部担当課長（DX推進担当）は同表一の三総務部の表に掲げる事項を」を削り、「同表三の三港営部の表に掲げる事項を」の下に「建設部担当課長（工事契約担当）は同表四の三建設部の表に掲げる事項を」を加え、「同表四の三建設部の表」を「同表四の四建設部の表」に、「同表四の四建設部の表」を「同表四の五建設部の表」に改める。

別表第二（個別事務）の表二総務部の表行政管理課の項部長専決事項の欄第五号を削り、同項課長専決事項の欄第一号を削り、同表職員課の項中「営利企業等従事」を「営利企業従事等」に改め、同表財政課の項中「第四十九条」を「第四十八条」に改め、同表会計課の項専任副管理者専決事項の欄第二号を削り、同項部長専決事項の欄第八号及び第九号を削り、同項課長専決事項の欄第三号中「物品」の下に「（工食用機材及び工食用材料を除く。以下次号、第五号及び第十一号において同じ。）」を加え、同欄中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 入札の公告及び開札に関すること。

別表第二（個別事務）の表二総務部の表会計課の項課長専決事項の欄第十二号中「（工食用機材及び工食用材料を除く。）」を削り、同号を同欄第十一号とし、同欄中第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

別表第二（個別事務）の表二の三総務部の表を削る。

別表第二（個別事務）の表三港営部の表港営課の項部長専決事項の欄中「第五十五条の二」を「第五十五条の二の二」に改め、同項課長専決事項の欄中「第五十五条の二第四項」を「第五十五条の二の二第四項」に改める。

別表第二（個別事務）の表四建設部の表管理課の項専任副管理者専決事項の欄に次の一号を加える。

五 一件の金額九千万円以上の工事及び製造の契約に関する事。

別表第二（個別事務）の表四建設部の表管理課の項部長専決事項の欄中第五号を第七号とし、同欄第四号中「第五十五条の二」を「第五十五条の二の二」に改め、同号を同欄第六号とし、同号の前に次の二号を加える。

四 一件の金額九百万円以上九千万円未満の工事及び製造の契約に関する事。

五 専任副管理者の専決のあつた工事及び製造の契約の変更（金額の増減が一割未満のものに限る。）に関する事。

別表第二（個別事務）の表四建設部の表管理課の項課長専決事項の欄第七号中「第五十五条の二第四項」を「第五十五条の二の二第四項」に改め、同号を同欄第十四号とし、同号の前に次の七号を加える。

七 一件の金額九百万円未満の工事及び製造の契約に関する事。

八 一件の金額百八十万円未満の調査、設計、測量等の委託契約に関する事。

九 一件の金額百八十万円未満の工事中機材及び工事中材料の取得及び交換の契約に関する事。

十 賃貸料又は賃借料の年額（年額によらないものは、これに相当する額）百八十万円未満の工事中機材及び工事中材料の賃貸の契約に関する事。

十一 一件の金額百八十万円未満の工事中機材及び工事中材料の修繕、保管及び運送の契約に関する事。

十二 競争入札に付する一件の金額百八十万円未満の契約に係る予定価格に関する事。

十三 一件の金額百八十万円未満の契約に係る指名競争入札参加者の指名選定に関する事。

別表第二（個別事務）の表中四の四建設部の表を四の五建設部の表とし、四の三建設部の表を四の四建設部の表とし、四の二建設部の表の次に次の一表を加える。

四の三 建設部

建設部担当課長（工事契約担当）専決事項

一 一件の金額九百万円未満の工事及び製造の契約に関する事。

二 一件の金額百八十万円未満の調査、設計、測量等の委託契約に関する事。

三 一件の金額百八十万円未満の工事中機材及び工事中材料の取得及び交換の契約に関する事。

四 賃貸料又は賃借料の年額（年額によらないものは、これに相当する額）百八十万円未満の工事中機材及び工事中材料の賃貸の契約に関する事。

五 一件の金額百八十万円未満の工事中機材及び工事中材料の修繕、保管及び運送の契約に関する事。

六 競争入札に付する一件の金額百八十万円未満の契約に係る予定価格に関する事。

七 一件の金額百八十万円未満の契約に係る指名競争入札参加者の指名選定に関する事。

（指名業者審査委員会規程の一部改正）

**第四条** 指名業者審査委員会規程（昭和三十二年訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二号委員の欄中「総務部会計課長」を「建設部担当課長（工事契約担当）」に改め、同号庶務の欄中「総務部会計課」を「建設部管理課」に改める。

（事務所規程の一部改正）

**第五条** 事務所規程（平成八年訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号及び第四号中「船舶」の下に「の製造」を加える。

第五条（見出しを含む。）中「船舶」を削る。

（事務所の組織の分掌事務規程の一部改正）

**第六条** 事務所の組織の分掌事務規程（平成八年訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号イ及びハ中「船舶」の下に「の製造」を加える。

**附 則**

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

# 議 会 事 項

## 名古屋港管理組合議会告示第一号

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

名古屋港管理組合議会

議長 伊藤 勝人

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

**第一条** この規程は、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和五年名古屋港管理組合条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人識別符号)

**第二条** 条例第二条第二項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
  - イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
  - ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
  - ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
  - ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
  - ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
  - ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
  - ト 指紋又は掌紋
- 二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号
- 三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号
- 四 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号
- 五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号
- 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- 七 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第二百二十八号）第一百二十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- 八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- 九 国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号
- 十 道路交通法（昭和三十五年法律第五百号）第九十三條第二項第一号の免許証の番号
- 十一 地方公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第五百五十二号）第四百四十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- 十二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード
- 十三 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- 十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- 十五 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号
- 十六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号
- 十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

(要配慮個人情報)

**第三条** 条例第二条第三項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 一 次に掲げる心身の機能の障害があること。
  - イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害
  - ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害
  - ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第一項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）
  - ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の变化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。



四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第二項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

**第四条** 条例第十一条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第十一条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に掲げる事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 概要

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

三 原因

四 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

五 その他参考となる事項

（口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報）

**第五条** 議長は、条例第十三条第二項の規定により口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により閲覧の求めをすることができる期間及び場所を名古屋港管理組合公報に登載するものとする。

（口頭による保有個人情報の閲覧の求めにおける本人の証明に必要な書類）

**第六条** 条例第十三条第二項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

一 閲覧の求めをする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国）

**第七条** 条例第十五条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として議長が定めるものは、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）第十五条第一項各号のいずれにも該当する外国として議長が定めるものとする。

2 議長は、前項の規定による外国を定める場合において、我が国における個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ることなく提供できる個人データの範囲を制限することその他の必要な条件を付することができる。

3 議長は、第一項の規定による外国を定めた場合において、当該外国が個人情報の保護に関する法律施行規則第十五条第一項各号に該当していること又は当該外国について前項の規定により付された条件が満たされていることを確認するため必要があると認めるときは、当該外国における個人情報の保護に関する制度又は当該条件に係る対応の状況に関し必要な調査を行うものとする。

4 議長は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が個人情報の保護に関する法律施行規則第十五条第一項各号に該当しなくなつたと認めるとき又は当該外国について第二項の規定により付された条件が満たされなくなつたと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。

（外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供）

**第八条** 条例第十五条第二項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 条例第十五条第二項の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該外国の名称

二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

3 前項の規定にかかわらず、議長は、条例第十五条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由

二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

4 第二項の規定にかかわらず、議長は、条例第十五条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二



項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

**第九条** 条例第十五条第三項の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。
  - 二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、保有個人情報の当該第三者への提供を停止すること。
- 2 条例第十五条第三項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。
- 3 議長は、条例第十五条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより議会が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。
- 一 当該第三者による条例第十五条第一項に規定する体制の整備の方法
  - 二 当該第三者が実施する相当措置の概要
  - 三 第一項第一号の規定による確認の頻度及び方法
  - 四 当該外国の名称
  - 五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
  - 六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
  - 七 前号の支障に関して第一項第二号の規定により議長が講ずる措置の概要
- 4 議長は、条例第十五条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 5 議長は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(電磁的方法)

**第十条** 条例第十七条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
  - 二 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
  - 三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和三十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- (匿名加工情報の安全管理措置の基準)

**第十一条** 条例第十八条第二項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- 三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

**第十二条** 議長は、個人情報ファイル(条例第十九条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があつたときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第十九条第二項第一号へに該当するに至つたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを名古屋港管理組合本庁舎内の名古屋港情報センター(次条第一項第二号、第十五条及び第二十一条第一項第三号において単に「情報センター」という。)に備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第十九条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別
  - 二 条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルについて、第九項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第十九条第二項第一号への議長が定める数は、千人とする。
- 8 条例第十九条第二項第一号トの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
  - 一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与、報酬又は福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(イに掲げる者の採用のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)
  - イ 管理者、監査委員の職員又は職員であつた者
  - ロ 条例第十九条第二項第一号イに規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

- 一 条例第十九条第二項第一号イに規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与、報酬又は福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第十九条第二項第三号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第二条第五項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第十九条第一項の規定による公表に係る条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。
- 10 個人情報ファイル簿は、様式第一によるものとする。  
(開示請求書に記載することができる事項等)

**第十三条** 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法(文書又は図面に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として議長が定める方法をいい、電磁的記録に記載されている保有個人情報については条例第三十条第一項の規定により議長が定める方法をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 求める開示の実施の方法
- 一 情報センターにおける開示(保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付の方法(次号、第十五条第一項第三号及び第二十一条第一項第四号において単に「写しの送付の方法」という。)以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。)の実施を求める場合にあつては、情報センターにおける開示の実施を希望する日
- 二 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨
- 2 開示請求書は、様式第二によるものとする。  
(開示請求等における本人確認手続等)

**第十四条** 開示請求等をする者は、議長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- 一 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(次項において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この項及び次項において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づき命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- 一 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求等をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
  - 一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
  - 一 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前三十日以内に作成されたもの
- 3 条例第二十条第二項、第三十三条第二項又は第四十条第三項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。  
(開示決定の際に通知すべき事項)

**第十五条** 条例第二十六条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- 一 情報センターにおける開示を実施することができる日、時間及び場所並びに情報センターにおける開示の実施を求める場合にあつては、条例第三十条第三項の規定による申出をする際に情報センターにおける開示を実施することができる日のうちから情報センターにおける開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- 二 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- 2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第二十六条第一項の議長が定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
  - 一 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合(情報センターにおける開示については、開示請求書に記載された情報センターにおける開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。) その旨及び前項各号に掲げる事項
  - 一 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項  
(開示決定通知書等)

**第十六条** 条例第二十六条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 様式第三
- 一 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第四
- 2 条例第二十六条第二項に規定する書面は、様式第五によるものとする。  
(決定期間延長通知書)

**第十七条** 条例第二十七条第二項、第二十七条第二項及び第四十四条第二項に規定する書面は、様式第六によるものとする。  
(決定期間特例通知書等)

**第十八条** 条例第二十八条第一項に規定する書面は、様式第七によるものとする。

- 2 条例第三十八条第一項及び第四十五条第一項に規定する書面は、様式第八によるものとする。



(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

**第十九条** 議長は、条例第二十九条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第二十九条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

1 開示請求の年月日

1 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第二十九条第一項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様式第九によるものとする。

4 条例第二十九条第二項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

1 第二項各号に掲げる事項

1 条例第二十九条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

5 条例第二十九条第二項に規定する書面は、様式第九によるものとする。

6 条例第二十九条第三項(条例第四十八条において準用する場合を含む。)に規定する書面は、様式第十によるものとする。  
(保有個人情報の開示の実施等)

**第二十条** 条例第三十条第一項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における行政文書の写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき一部とする。

2 条例第三十条第一項の規定により閲覧の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報が記録されている行政文書の閲覧をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、議長は、当該行政文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

3 条例第三十条第一項の議長が定める方法は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、議長が適当と認める方法とする。

1 閲覧に準ずる方法 次に掲げる方法であつて、議長がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、その結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次号において同じ。)により行うことができるもの

イ 電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧

ロ 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

2 写しの交付に準ずる方法 次に掲げる方法であつて、議長がその保有するプログラムにより行うことができるもの

イ 電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付

ロ 電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(開示の実施の方法等の申出)

**第二十一条** 条例第三十条第二項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

1 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)

2 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

3 情報センターにおける開示の実施を求める場合にあつては、情報センターにおける開示の実施を希望する日

4 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 前項に規定する書面は、様式第十一によるものとする。

3 第十五条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の条例第二十六条第一項の規定による通知があつた場合において、第十三条第一項各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第三十条第二項の規定による申出は、することを要しない。

(費用の負担等)

**第二十二条** 条例第三十一条の議長が定めるものは、第二十条第三項第二号に定める方法又は同項ただし書に規定する方法により交付されるものの作成及び送付とする。

2 条例第三十一条の規定により写しの送付又はその送付に準ずるものとして議長が定めるものに要する費用を負担する場合は、当該費用を現金又は議長が定める方法により納付しなければならない。

(訂正請求書)

**第二十三条** 訂正請求書は、様式第十二によるものとする。

(訂正決定通知書等)

**第二十四条** 条例第三十六条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

1 訂正請求に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 様式第十三

1 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 様式第十四

2 条例第三十六条第二項に規定する書面は、様式第十五によるものとする。

(訂正実施通知書)

**第二十五条** 条例第二十九条に規定する書面は、様式第十六によるものとする。

(利用停止請求書)

**第二十六条** 利用停止請求書は、様式第十七によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

**第二十七条** 条例第四十三条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 様式第十八

1 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 様式第十九

2 条例第四十三条第二項に規定する書面は、様式第二十によるものとする。

(諮問をした旨の通知書)

**第二十八条** 条例第四十七条第二項の規定による通知は、様式第二十一によるものとする。

**附 則**

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

## 様式第1 (第12条関係)

個人情報ファイル簿  
(表)

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記 録 項 目	
記 録 範 囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に関する法令又は他の条例の規定による特別の手續等	

(裏)

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 条例第2条第5項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 条例第2条第5項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	第12条第9項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

備考2 「要配慮個人情報」欄、「個人情報ファイルの種別」欄及び「行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル」欄については、該当する□にレ印を付すこと。

備考3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

備考4 備考2の規定にかかわらず、行政機関等匿名加工情報に関する欄については、当分の間、記入を必要としない。



## 様式第2 (第13条関係)

(表)

## 保有個人情報開示請求書

年 月 日

名古屋港管理組合議会議長 様

氏 名

郵便番号

住所(居所)

電話番号

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第21条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をします。

※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
開示請求をする保有個人情報の内容	
※ 開示の実施の方法等  〔この欄の記載は任意です。〕	1 庁舎における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ＜実施の希望日＞ _____年 月 日  2 写しの送付を希望する。

(開示の実施の方法及び開示の実施の希望日については、希望に沿えない場合があります。)

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

## ア 請求者本人確認書類

- 運転免許証     健康保険被保険者証 (住所記載のあるもの)
- 個人番号カード
- 在留カード又は特別永住者証明書
- その他 ( \_\_\_\_\_ )
- 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付してください。

(裏)

イ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

- (ア) 本人の状況  未成年者 ( 年 月 日生)  
 成年被後見人  
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(ウ) 本人の住所 (居所) \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

(エ) 本人の電話番号 \_\_\_\_\_

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類  戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 その他 ( )

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類  委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 その他 ( )

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出 (送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等) が必要です。

3 開示の実施の方法等欄及び請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。

4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第3 (第16条関係)

## 保有個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することに決定しましたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定により通知します。

## 1 開示請求のあった保有個人情報の内容

(行政文書の名称： )

## 2 開示する保有個人情報の利用目的

## 3 開示の実施の方法等

## (1) 開示の実施の方法等

## (2) 開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで

(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

時間：

場所：

## (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数

## (4) 開示の実施に要する費用の額

写しの作成に要する費用

円

写しの送付に要する費用

円

## 4 担当課等

電話

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。

注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第4 (第16条関係)

## 保有個人情報一部開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定により通知します。

## 1 開示請求のあった保有個人情報の内容

(行政文書の名称： )

## 2 開示しないこととした部分及びその理由

## 3 開示する保有個人情報の利用目的

## 4 開示の実施の方法等

## (1) 開示の実施の方法等

## (2) 開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで

(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

時間：

場所：

## (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数

## (4) 開示の実施に要する費用の額

写しの作成に要する費用

円

写しの送付に要する費用

円

## 5 担当課等

電話

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。)

注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第5 (第16条関係)

## 保有個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日 号 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことに決定しましたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
担 当 課 等	電話

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第6 (第17条関係)

## 決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第 条第 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



## 様式第7 (第18条関係)

## 決定期間特例通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第1項(開示決定等の期限の特例)の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	( 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日
担 当 課 等	電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第8 (第18条関係)

決定期間特例通知書

第 年 月 日 号

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付で 請求のありました保有個人情報については、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第38条第1項第45条第1項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

<p>請求のあった保有個人情報の内容</p>	<p>(行政文書の名称： )</p>
<p>名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第 条第 1 項 ( 決定等の期限の特例)の規定を適用する理由</p>	
<p>決定等をする期限</p>	<p>年 月 日</p>
<p>担当課等</p>	<p>電話</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第9 (第19条関係)

## 意見照会書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第21条第1項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同条例第29条第1項第29条第2項の規定により通知します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙により 年 月 日までに回答してください。

開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先(担当課等)	電話
名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第29条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙

意見書

年 月 日

名古屋港管理組合議会議長 様

氏 名

郵便番号

住所（居所）

電話番号

<p>開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称</p>	
<p>開示についての意見                  （該当する番号を）                  ○で囲んでください。</p>	<p>1 開示しても差し支えない。                  2 開示に反対する。</p>
<p>開示に反対する場合の意見</p>	<p>(1) 開示に反対する部分</p> <p>(2) 開示に反対する具体的理由</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第10 (第19条関係)

## 開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

開示に反対する意見書の提出  
 年 月 日付で審査請求のありました保有個人情報について、次のとおりその全部  
 開示に反対する意思の表示 一部

を開示することとしたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第29条第3項  
 名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第48条において準用  
 する同条例第29条第3項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担 当 課 等	電話

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第48条において準用する同法第29条第3項の規定により通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

様式第11 (第21条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

名古屋港管理組合議会議長 様

氏 名

郵便番号

住所 (居所)

電話番号

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第30条第2項の規定により、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示決定通知書等の日付及び文書番号	日 付： 文書番号：
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示の実施の方法	<p>1 庁舎における開示の実施を希望する。                  &lt;実施の方法&gt;  <input type="checkbox"/> 閲覧  <input type="checkbox"/> 写しの交付                  &lt;実施の希望日&gt;                  年 月 日 午前 時                  午後</p> <p>2 写しの送付を希望する。</p>

注1 開示の実施の方法欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 開示の実施の方法欄で1に該当する場合は、該当する□にレ印を付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



## 様式第12 (第23条関係)

(表)

## 保有個人情報訂正請求書

年 月 日

名古屋港管理組合議会議長 様

氏 名

郵便番号

住所(居所)

電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
訂正請求をする保有個人情報の内容	決定通知書の文書番号： 決定通知書の日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等  (行政文書の名称： )
訂正請求の趣旨	
訂正請求の理由	

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

## ア 請求者本人確認書類

- 運転免許証     健康保険被保険者証 (住所記載のあるもの)  
 個人番号カード  
 在留カード又は特別永住者証明書  
 その他 ( )  
 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付してください。

(裏)

イ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

- (ア) 本人の状況  未成年者 ( 年 月 日生)  
 成年被後見人  
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(ウ) 本人の住所 (居所) \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

(エ) 本人の電話番号 \_\_\_\_\_

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類  戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 その他 ( )

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類  委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 その他 ( )

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出 (送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等) が必要です。

3 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。

4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第13 (第24条関係)

## 保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をすることに決定しましたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称： )	
訂 正 の 内 容	訂正前	
	訂正後	
訂 正 年 月 日	年 月 日	
担 当 課 等	電話	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第14 (第24条関係)

## 保有個人情報一部訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付で訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の訂正をすることに決定しましたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )	
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正をしないこととした部分及びその理由		
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	電話	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第15 (第24条関係)

## 保有個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
訂正をしないこととした理由	
担 当 課 等	電話

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第16 (第25条関係)

## 保有個人情報訂正実施通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで提供しました保有個人情報について、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条の規定により、次のとおり訂正の実施をしましたので、同条例第39条の規定により通知します。

訂正の実施をした保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )	
訂正請求者の氏名		
訂正請求の趣旨		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	電話	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



## 様式第17 (第26条関係)

(表)

## 保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

名古屋港管理組合議会議長 様

氏 名

郵便番号

住所(居所)

電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

※請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
利用停止請求をする保有個人情報の内容	決定通知書の文書番号： 決定通知書の日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等  (行政文書の名称： )
※利用停止請求の趣旨	1 条例第40条第1項第1号該当→ <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 2 条例第40条第1項第2号該当→ 提供の停止
利用停止請求の理由	

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

## ア 請求者本人確認書類

- 運転免許証  健康保険被保険者証 (住所記載のあるもの)  
 個人番号カード  
 在留カード又は特別永住者証明書  
 その他 ( )  
 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付してください。

(裏)

イ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

- (ア) 本人の状況  未成年者 ( 年 月 日生)  
 成年被後見人  
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(ウ) 本人の住所 (居所) \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

(エ) 本人の電話番号 \_\_\_\_\_

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類  戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 その他 ( )

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類  委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 その他 ( )

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

- 2 利用停止請求の趣旨欄は、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第40条第1項第1号 (利用の停止又は消去) を選択した場合は、該当する□にレ印を付してください。
- 3 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出 (送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等) が必要です。
- 4 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。
- 5 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第18 (第27条関係)

## 保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をすることに決定しましたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第19 (第27条関係)

## 保有個人情報一部利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の利用停止をすることに決定しましたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
利用停止の内容	
利用停止をしないこととした部分及びその理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第20 (第27条関係)

## 保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第2項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
利用停止をしないこととした理由	
担 当 課 等	電話

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第21 (第28条関係)

## 審議会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けの審査請求については、次のとおり名古屋港管理組合個人情報保護審議会に諮問しましたので、名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例第47条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
審査請求の内容	
諮問した日	年 月 日
担当課等	電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



**名古屋港管理組合議会告示第一号**

名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程（平成十三年名古屋港管理組合議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

名古屋港管理組合議会

議長 伊藤 勝人

第十条第二項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であつて、議長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次項において同じ。）により行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
- 二 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

第十条第二項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であつて、議長がその保有するプログラムにより行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
- 二 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

第十三条第二項中「定めを記載した書面」を「規程」に改める。

- 「1 この処分について起算して3箇月以内に行うことができます。」
  - 2 この処分について起算して3箇月以内に行うことができます。
  - 3 1の審査請求の翌日から起算して6箇月以内に行うことができます。
- 注 1 当日は、

様式第一号中「注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。」を

いて不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内、名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすること

いて不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。

に改める。

をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消をすることができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する港管理組合議会議長となります。）。

この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。」

「教示

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。

様式第二号及び様式第四号中

- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

- 「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。」
- ※付録に於ては、この旨を記載する。

## 様式第6号 (第6条関係)

## 決定期間特例通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、名古屋港管理組合情報公開条例第13条の規定により、開示決定等をする期間を次のとおりとしましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	
名古屋港管理組合情報公開条例第13条（開示決定等の期限の特例）の規定を適用する理由	
残りの行政文書について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
担 当 課	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

<p>様式第九号中</p>	<p>開示に反対する場合の 反対の理由</p>	
<p>を</p>	<p>開示に反対する場合の 意見</p>	<p>(1) 開示に反対する部分</p> <p>(2) 開示に反対する具体的理由</p>
<p>に改める。</p>		
<p>様式第十号中</p>	<p>「教示</p> <p>1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。</p> <p>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合議会議長となります。）。」</p> <p><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p>1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>	

2 この規程施行の際現にこの規程による改正前の名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程の規定に基づいて作成されている様式第九号の用紙については、改正後の名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程の規定にかかわらず、なおの間、使用することができる。

### 名古屋港管理組合議会告示第3号

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年名古屋港管理組合条例第1号）第31条に規定する写し（電磁的記録を用紙に出力したものを含む。以下同じ。）の作成に要する費用の額を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合議会  
議長 伊藤 勝人

行政文書の種別	区 分	費用の額
文書等	複写機により複写したもの（白黒で、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 10円
	複写機により複写したもの（カラーで、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 50円
電磁的記録	用紙に出力したもの（白黒で、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 10円
	用紙に出力したもの（カラーで、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 50円
	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。）に複写したもの	1枚につき 70円

#### 備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 本組合以外のものに委託して写しを作成した場合における費用の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。
- 3 この表の区分以外のものの作成に要する費用の額は、実費とする。

## 監査委員事項

### 名古屋港管理組合監査委員告示第一号

名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程（平成十八年名古屋港管理組合監査委員告示第二号）の全部を改正する。

令和五年三月三十一日

名古屋港管理組合監査委員 成田 たかゆき  
同 山本 正雄  
同 前田 貢

名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程

（趣旨）

**第一条** この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和五年名古屋港管理組合条例第一号。以下「条例」という。）の規定に基づき、名古屋港管理組合監査委員（以下「監査委員」という。）の保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人情報ファイル簿の様式）

**第二条** 法第七十五条第一項に規定する個人情報ファイル簿は、様式第一のとおりとする。

（開示請求書の様式）

**第三条** 法第七十七条第一項に規定する開示請求書は、様式第二のとおりとする。

（開示決定通知書等の様式）

**第四条** 法第八十二条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- 1 法第七十六条第一項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 様式第三
- 1 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第四
- 2 法第八十二条第二項に規定する書面は、様式第五のとおりとする。

（決定期間延長通知書の様式）

**第五条** 法第八十三条第二項、第九十四条第二項及び第一百二条第二項に規定する書面は、様式第六のとおりとする。

（開示請求に係る決定期間特例通知書の様式）

**第六条** 法第八十四条に規定する書面は、様式第七のとおりとする。

（事案の移送の様式）

**第七条** 法第八十五条第一項及び第九十六条第一項の規定による事案の移送は、様式第八により行うものとする。

2 法第八十五条第一項及び第九十六条第一項に規定する書面は、様式第九のとおりとする。

（第三者に対する意見照会における通知書等の様式）

**第八条** 法第八十六条第一項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様式第十のとおりとする。

2 法第八十六条第二項に規定する書面は、様式第十のとおりとする。

3 法第八十六条第三項（法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する書面は、様式第十一のとおりとする。

（保有個人情報の開示の実施）

**第九条** 法第八十七条第一項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における行政文書（法第六十条第一項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。）の写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき一部とする。

2 法第八十七条第一項の規定により閲覧の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報が記録されている行政文書の閲覧をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、監査委員は、当該行政文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

3 法第八十七条第一項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、監査委員が適当と認める方法とする。

1 閲覧に準ずる方法 次に掲げる方法であつて、監査委員がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により行うことができるもの

- イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
- ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

1 写しの交付に準ずる方法 次に掲げる方法であつて、監査委員がその保有するプログラムにより行うことができるもの

- イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
- ロ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

（開示の実施方法等申出書の様式）

**第十条** 令第二十六条第一項に規定する書面は、様式第十二のとおりとする。

（費用の負担等）

**第十一条** 条例第四条第二項の実施機関の規則で定めるものは、第九条第三項第二号に定める方法又は同項ただし書に規定する方法により交付されるものの作成及び送付とする。

（訂正請求書の様式）

**第十二条** 法第九十一条第一項に規定する訂正請求書は、様式第十三のとおりとする。

（訂正決定通知書等の様式）

**第十三条** 法第九十二条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。



する。

- 一 法第九十条第一項の規定による訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 様式第十四
  - 二 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 様式第十五
- 2 法第九十三条第二項に規定する書面は、様式第十六のとおりとする。  
（訂正請求及び利用停止請求に係る決定期間特例通知書の様式）

**第十四条** 法第九十五条及び第百三条に規定する書面は、様式第十七のとおりとする。

（訂正実施通知書の様式）

**第十五条** 法第九十七条に規定する書面（情報提供等記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された同法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の訂正を実施した旨を通知する場合に係るものを除く。）は、様式第十八のとおりとする。

（利用停止請求書の様式）

**第十六条** 法第九十九条第一項に規定する利用停止請求書は、様式第十九のとおりとする。

（利用停止決定通知書等の様式）

**第十七条** 法第一百一条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- 一 法第九十八条第一項の規定による利用停止（利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。）の請求（以下「利用停止請求」という。）に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 様式第二十
  - 二 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 様式第二十一
- 2 法第一百一条第二項に規定する書面は、様式第二十二のとおりとする。  
（口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報）

**第十八条** 監査委員は、条例第五条第一項の規定により口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により閲覧の求めをすることができる期間及び場所を名古屋港管理組合公報に登載するものとする。

（口頭による保有個人情報の閲覧の求めにおける本人の証明に必要な書類）

**第十九条** 条例第五条第一項の規定による閲覧の求めをする者は、監査委員に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- 一 閲覧の求めをする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するに足りるもの
- 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するため監査委員が適当と認める書類  
（諮問の通知の様式）

**第二十条** 法第一百五十五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知は、様式第二十三により行つものとする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。  
（名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正）
- 2 名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程（平成十二年名古屋港管理組合監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であつて、監査委員がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次項において同じ。）により行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
- 二 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

第十条第二項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であつて、監査委員がその保有するプログラムにより行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
- 二 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

第十三条第二項中「定めを記載した書面」を「規程」に改める。

「注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しく下さい。」

- 「1 この処分から起算して3  
ことができま
- 2 この処分  
とを知った日  
の処分の取消  
組合を代表す
- 3 1の審査請  
の翌日から起  
しの訴えを提  
る者は、名古
- 注 1 当日は

ついて不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日か  
箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をする  
す。

ついて不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったこ  
の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこ  
しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理  
る者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。

（注）

求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日  
算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消  
起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表す  
屋港管理組合代表監査委員となります。）。

、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しく下さい。」

「教示

（注）

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日  
から起算して3箇月以内に名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をす  
ることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査  
請求をしたときは、採決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、  
名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合代表監査委員が被告の代表者  
となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日か  
ら起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をする  
ことができます。

（注）

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたこ  
とを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこ  
の処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理  
組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。

（注）

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日  
の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消  
しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表す  
る者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。」

（注）

## 様式第6号 (第6条関係)

## 決定期間特例通知書

第 年 月 日 号

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、名古屋港管理組合情報公開条例第13条の規定により、開示決定等をする期間を次のとおりとしましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	
名古屋港管理組合情報公開条例第13条（開示決定等の期限の特例）の規定を適用する理由	
残りの行政文書について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
担 当 課 等	電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

<p>審判請求</p>	<p>開示に反対する場合の 反対の理由</p>	
<p>意見</p>	<p>開示に反対する場合の 意見</p>	<p>(1) 開示に反対する部分  (2) 開示に反対する具体的理由</p>
<p>備考</p>		
<p>審判請求</p>	<p>「教示 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合代表監査委員が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。」</p>	<p>「1 この処 ら起算し ことがで 2 この処 とを知つ の処分の 組合を代 3 1の審 の翌日か しの訴え る者は、</p>
	<p>分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から3箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。 分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったこと た日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこ 取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理 表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。 査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日 ら起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消 を提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表す 名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。</p>	

## (経過措置)

- 3 この規程施行の際現にこの規程による改正前の名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程の規定に基づいて作成されている様式第九号の用紙については、改正後の名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

## 様式第1 (第2条関係)

個人情報ファイル簿  
(表)

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記 録 項 目	
記 録 範 囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	



(裏)

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「要配慮個人情報」欄、「個人情報ファイルの種別」欄及び「行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル」欄については、該当する口にレ印を付すこと。

3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

4 備考2の規定にかかわらず、行政機関等匿名加工情報に関する欄については、当分の間、記入を必要としない。

## 様式第2 (第3条関係)

(表)

## 保有個人情報開示請求書

年 月 日

名古屋港管理組合代表監査委員 様

氏 名

郵便番号

住所(居所)

電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をします。

※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
開示請求をする保有個人情報の内容	
※ 開示の実施の方法等 〔この欄の記載は任意です。〕	1 庁舎における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ＜実施の希望日＞ _____年 月 日  2 写しの送付を希望する。

(開示の実施の方法及び開示の実施の希望日については、希望に沿えない場合があります。)

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

ア 請求者本人確認書類

運転免許証     健康保険被保険者証 (住所記載のあるもの)

個人番号カード

在留カード又は特別永住者証明書

その他 ( \_\_\_\_\_ )

請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付してください。

(裏)

イ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

- (ア) 本人の状況  未成年者 ( 年 月 日生)  
 成年被後見人  
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(ウ) 本人の住所 (居所) \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

(エ) 本人の電話番号 \_\_\_\_\_

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類  戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 その他 ( )

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類  委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 その他 ( )

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出 (送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等) が必要です。

3 開示の実施の方法等欄及び請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。

4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第3 (第4条関係)

## 保有個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

## 1 開示請求のあった保有個人情報の内容

(行政文書の名称： )

## 2 開示する保有個人情報の利用目的

## 3 開示の実施の方法等

## (1) 開示の実施の方法等

## (2) 開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで

(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

時間：

場所：

## (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数

## (4) 開示の実施に要する費用の額

写しの作成に要する費用

円

写しの送付に要する費用

円

## 4 担当課等

電話

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)

注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第4 (第4条関係)

## 保有個人情報一部開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

## 1 開示請求のあった保有個人情報の内容

(行政文書の名称： )

## 2 開示しないこととした部分及びその理由

## 3 開示する保有個人情報の利用目的

## 4 開示の実施の方法等

## (1) 開示の実施の方法等

## (2) 開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで

(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

時間：

場所：

## (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数

## (4) 開示の実施に要する費用の額

写しの作成に要する費用

円

写しの送付に要する費用

円

## 5 担当課等

電話

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。)

注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第5 (第4条関係)

## 保有個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
担当課等	電話

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



## 様式第6 (第5条関係)

## 決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第  
条第 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求のあ った保有個人情報 の内容	(行政文書の名称： )
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第7 (第6条関係)

## 決定期間特例通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第84条(開示決定等の期限の特例)の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	( 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日
担 当 課 等	電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第8 (第7条関係)

## 事 案 移 送 書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条 第 項の規定により、次のとおり移送します。

請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称： )
請求者氏名等	氏 名： 住所（居所）： 連絡先：  法定代理人又は任意代理人による請求の場合 〔 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所（居所） _____ 〕
添 付 資 料 等	
備 考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)
担 当 課 等	電話

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

備考2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、本人の状況のうち該当する口にレ印を付すこと。

## 様式第9 (第7条関係)

## 事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条 第 項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称： )
移送をした日	年 月 日
移送をした行政機 関等(監査委員) の担当課等	電話
移送を受けた行政 機関等(決定等を する行政機関等)	
移送を受けた行政 機関等の担当課等	電話
移送をした理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第10 (第8条関係)

## 意見照会書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同法第86条第1項の規定により通知します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙により 年 月 日までに回答してください。

開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先(担当課等)	電話
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



## 様式第11 (第8条関係)

## 開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

開示に反対する意見書の提出

年 月 日付で審査請求 のありました保有個人情報について、次のとおりその  
開示に反対する意思の表示

全部を  
一部  
項

を  
開示することとしたので、  
個人情報の保護に関する法律第86条第3項  
個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項  
の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担 当 課 等	電話

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

備考2 個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。



## 様式第12 (第10条関係)

## 保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

名古屋港管理組合代表監査委員 様

氏 名

郵便番号

住所(居所)

電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示決定通知書等の日付及び文書番号	日付： 文書番号：
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示の実施の方法	1 庁舎における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ＜実施の希望日＞ 年 月 日 午前 時 午後 2 写しの送付を希望する。

注1 開示の実施の方法欄は、該当する番号を○で囲んでください。

注2 開示の実施の方法欄で1に該当する場合は、該当する□にレ印を付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第13 (第12条関係)

(表)

## 保有個人情報訂正請求書

年 月 日

名古屋港管理組合代表監査委員 様

氏 名

郵便番号

住所(居所)

電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
開示請求をする保有個人情報の内容	決定通知書の文書番号： 決定通知書の日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等  (行政文書の名称： )
訂正請求の趣旨	
訂正請求の理由	

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

## ア 請求者本人確認書類

- 運転免許証     健康保険被保険者証 (住所記載のあるもの)  
 個人番号カード  
 在留カード又は特別永住者証明書  
 その他 ( )  
 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付してください。

(裏)

イ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

- (ア) 本人の状況  未成年者 ( 年 月 日生)  
 成年被後見人  
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(ウ) 本人の住所 (居所) \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

(エ) 本人の電話番号 \_\_\_\_\_

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類  戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 その他 ( )

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類  委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 その他 ( )

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出 (送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等) が必要です。

3 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。

4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第14 (第13条関係)

## 保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称： )	
訂 正 の 内 容	訂正前	
	訂正後	
訂 正 年 月 日	年 月 日	
担 当 課 等	電話	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第15 (第13条関係)

保有個人情報一部訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )	
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正をしないこととした部分及びその理由		
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	電話	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第16 (第13条関係)

## 保有個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付で訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称： )
訂正をしないこと とした理由	
担 当 課 等	電話

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第17 (第14条関係)

## 決定期間特例通知書

第 年 月 日 号

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第  
条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求のあ った保有個人情報 の内容	(行政文書の名称： )
個人情報の保護に 関する法律第 条 ( 決定等 の期限の特例) の 規定を適用する理 由	
決定等を する期限	年 月 日
担 当 課 等	電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



## 様式第18 (第15条関係)

## 保有個人情報訂正実施通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで提供しました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により、次のとおり訂正の実施をしましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正の実施をした保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )	
訂正請求者の氏名		
訂正請求の趣旨		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	電話	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第19 (第16条関係)

(表)

## 保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

名古屋港管理組合代表監査委員 様

氏 名

郵便番号

住所(居所)

電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

※請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
利用停止請求をする保有個人情報の内容	決定通知書の文書番号： 決定通知書の日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等  (行政文書の名称： )
※利用停止請求の趣旨	1 法第98条第1項第1号該当→ <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 2 法第98条第1項第2号該当→ 提供の停止
利用停止請求の理由	

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

## ア 請求者本人確認書類

- 運転免許証  健康保険被保険者証 (住所記載のあるもの)  
 個人番号カード  
 在留カード又は特別永住者証明書  
 その他 ( )  
 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付してください。

(裏)

イ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

- (ア) 本人の状況  未成年者 ( 年 月 日生)  
 成年被後見人  
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(ウ) 本人の住所 (居所) \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

(エ) 本人の電話番号 \_\_\_\_\_

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類  戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 その他 ( )

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類  委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)  
 その他 ( )

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

- 注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。  
 2 利用停止請求の趣旨欄は、法第98条第1項第1号を選択した場合は、該当する□にレ印を付してください。  
 3 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出 (送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等) が必要です。  
 4 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。  
 5 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第20 (第17条関係)

## 保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第21 (第17条関係)

## 保有個人情報一部利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の利用停止をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
利用停止の内容	
利用停止をしないこととした部分及びその理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第22 (第17条関係)

## 保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
利用停止をしないこととした理由	
担 当 課 等	電話

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋港管理組合代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において名古屋港管理組合を代表する者は、名古屋港管理組合代表監査委員となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第23 (第20条関係)

## 審議会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

名古屋港管理組合代表監査委員

印

年 月 日付けの審査請求については、次のとおり名古屋港管理組合個人情報保護審議会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
審査請求の内容	
諮問した日	年 月 日
担当課等	電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合